



### Box 7. 英国国際開発省 2007 年度刊行物

#### 年次報告書

- ◇ 'DFID Annual Report: Development on the Record'
- ◇ 'Statistics on International Development 2002/03 – 2006/07'
- ◇ 'DFID's 2007 Autumn Performance Report. An outline of progress against the 2003 – 06 and 2005 – 08 Public Service Agreements and the Efficiency Programme'

#### 国別援助計画

- ◇ 'Vietnam Country Assistance Plan' February 2008

#### 政策文書

- ◇ 'Moving out of poverty – making migration work better for poor people' April 2007
- ◇ 'Updating Taking Action – the UK's strategy for tackling AIDS in the developing world: a consultation document' May 2007
- ◇ 'Governance, development and democratic politics: DFID's work in building more effective states' May 2007
- ◇ 'Working together for better health' and 'Evidence for action' June 2007
- ◇ 'Land: better access and secure rights for poor people' July 2007
- ◇ 'Competition Assessment Framework' January 2008
- ◇ 'Gender equality and growth – evidence and action' February 2008

#### 評価報告書

- ◇ 'Interim evaluation of taking action: the UK government's strategy for tackling HIV & AIDS in the developing world (An analysis of trends in the UK government funding and activities)' April 2007
- ◇ 'Security and Justice Sector Reform programme in Africa' April 2007
- ◇ 'Country Programme Review – Country Study: Vietnam' May 2007
- ◇ 'DFID's 2005 Agriculture Policy: An interim report' May 2007
- ◇ 'Caribbean Regional Programme Evaluation' May 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: Country Study Russia 2001 – 2005' June 2007
- ◇ 'Evaluation of Citizens' Voice and Accountability – Working Paper: Literature Review, Framework and Methodology' November 2007
- ◇ 'Literature review on Private Sector Infrastructure Investment' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: Indonesia' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: Nepal Country Office 2001 – 2006' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: West Bengal' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: synthesis of 2006/2007 evaluations' January 2008
- ◇ 'Desk review of DFID's private sector infrastructure investment facilities (EV 684)' March 2008
- ◇ 'Desk review of DFID's private sector infrastructure investment facilities: strategic environmental impact assessment (EV 685)' March 2008

#### その他英国国際援助省刊行物

- ◇ 'DFID's Humanitarian Funding Guidelines' October 2007
- ◇ 'Trading for Peace: Achieving security and poverty reduction through trade in natural resources in the Great Lakes area.' October 2007
- ◇ 'Crime and Persuasion: Tackling illegal logging, improving forest governance' (full report) October 2007
- ◇ 'The UK and the World Bank 2006/2007' November 2007



基礎情報	43
1. 組織と戦略	45
1.1 オランダ開発援助の概要	45
1.2 運営管理体制	45
1.3 政策決定	48
1.4 意思決定プロセス	49
1.5 戦略的枠組	52
1.6 多国間戦略	53
2. 実施	54
2.1 予算概要	54
2.2 パートナー国	54
2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）	58
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援	61
2.5 パートナー国制度とのアラインメント	63
2.6 調和化	64
2.7 援助タイプ	65
2.8 NGO との協力関係	66
2.9 モニタリングおよび評価	67
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント	68

図 3-1 オランダ外務省組織図	46
図 3-2 国レベルにおける意思決定関係者図	50
図 3-3 2007 年二国間援助モダリティの分類	61
表 3-1 2007 年予算基礎情報	54
表 3-2 パートナー国一覧	55
表 3-3 プロファイル別パートナー国分類表	57
表 3-4 長期パートナー国におけるセクターの絞込み	58
表 3-5 2008 年度フル・アラインメントおよび財政支援実施認可国	62
表 3-6 2006 年パリ宣言モニタリング調査：オランダのカントリー・システム使用状況	63
表 3-7 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	65
表 3-8 オランダ調査研究構造概要	68

## 基礎情報

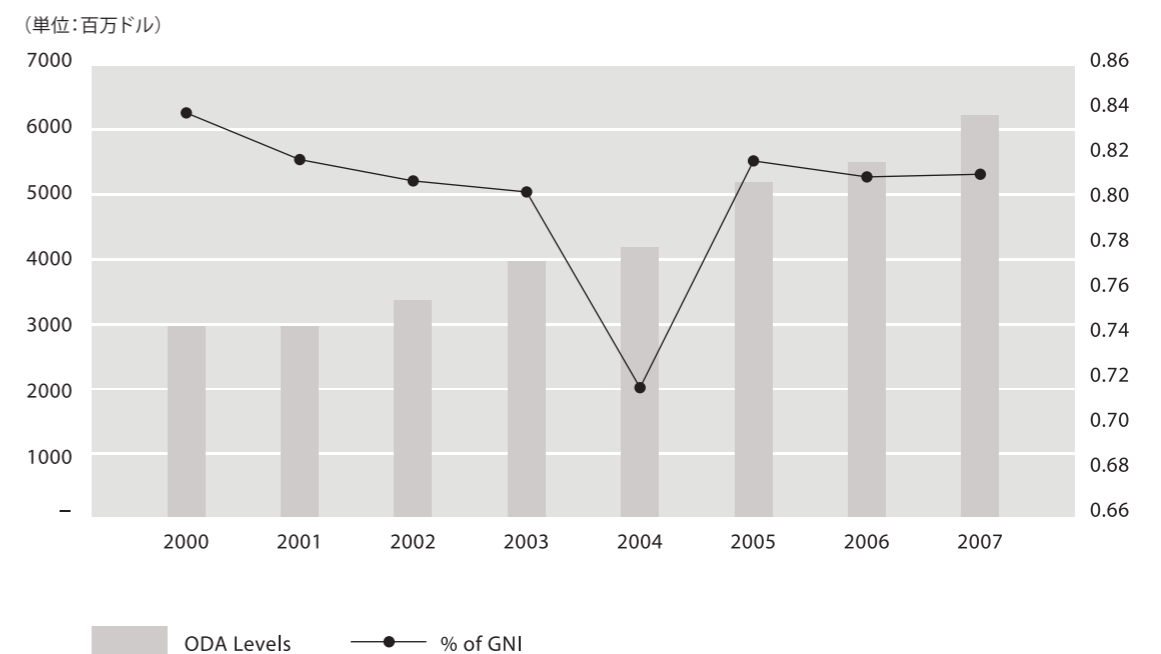
北欧諸国プラス（The Nordic Plus）は、援助効果アジェンダに対する強いコミットメントを有し、同じ考えを共有するドナー国の集まりである。デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、およびオランダが参加しており、共同出資や共通の調達手続きの実施等、国際協力における特定の分野において、他ドナー国との協働を目的としている。右グループは、開発協力における発展途上国による運用上の負荷を減少するために、メンバー間の相互協力の増進と、手続き及び業務の調和化を目指し、2003 年に設立されたものである。そのため、北欧諸国プラス参加諸国は、パリ宣言の牽引的存在となっている。参加諸国は、共通の政策および業務の増進を活発に進めることに加え、相互の委任協力にも同意している。原則として全参加国は、共同拠出のプロジェクトまたはプログラムにおいて、他参加ドナーに比較優位がある場合には、右ドナー国が主導ドナーとして活動できるという事前相互承認を有している。

（本文 2.6 Box 6、7 参照）

### 報告書使用換算レート

EUR = ¥124.22    USD = ¥97.95（2009 年 3 月 JICA 統制レート）  
 2006 : \$1 = €0.80    2007 : \$1 = €0.73（DAC 統計に基づく）

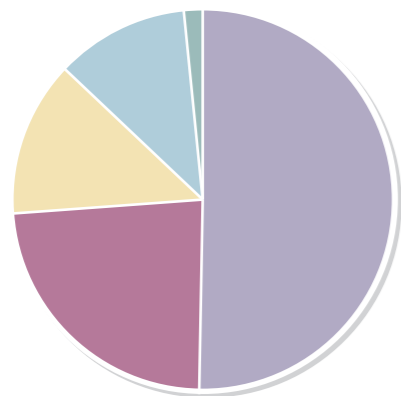
### ODA 総予算レベル（2000 - 2007）



2007年 ODA 総予算内訳 (単位：百万ドル)

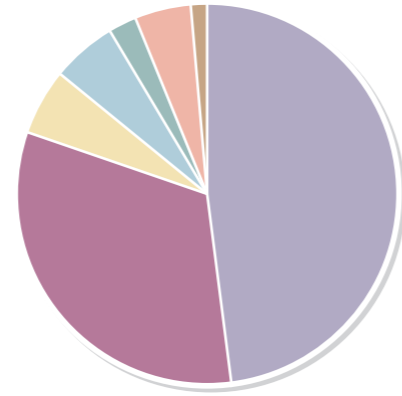
二国間政府開発援助		多国間政府開発援助	
	<b>4 643.84</b>		<b>1 580.41</b>
無償資金協力	4 713.31	UN Agencies	528.12
投資計画援助	135.95	EC	568.73
プログラム型援助	1 149.95	IDA	123.13
技術協力	475.52	各地域開発銀行	105.94
人道援助	338.72		
債務免責総額	386.69		
NGO 支援	864.29		
運営・管理費	265.44		
無償資金以外の二国間政府開発援助	-169.47	<b>合計</b>	<b>6 224.26</b>

2006/2007年平均 所得層別二国間割当額



- その他
- 後開発途上国
- その他低所得国
- 低中所得国
- 高中所得国

2006/2007年平均 地域別二国間割当額



- その他
- サブ・サハラアメリカ
- 南・中央アジア
- アジアその他及びオセアニア
- 中東及び北アフリカ
- 中南米及びカリブ地域
- 欧州

## 1. 組織と戦略

### 1.1 オランダ開発援助の概要

オランダによる初の援助プログラムは、1950年代に植民地国及び旧植民地国への技術協力として始まる。1960年代には、発展途上国、特にアフリカ、アジアにおける新独立国家のニーズに対応しようとする世界的な取組みを背景として、急速に発展を遂げる。この間、オランダの指導層は、それまでの経済、地政学的立場に加え、新しく倫理的、社会的立場から開発援助の拡大について公言している。

また、オランダは、国際連合、OECD および国際金融機関において国際開発の手段を早くから支援しており、1970年代には、貧困緩和、自助努力支援、政策の首尾一貫性、アンタイド、1980年代には、構造調整、能力構築、セクター別アプローチといった開発に関する多岐に渡る新テーマへの関心を呼び起こすための主要な役割を果たしてきた。このようなコミットメントは、言葉だけでなく実質を伴ったものであり、1975年よりオランダは、開発協力に対し国民総所得 (GNI) の0.7%を充てていることからそのことが分かる。

オランダ開発援助は1990年代までに、今日にみられる公式方針の外観を形成しており、当時発行されたオランダの政策文書「A World of Difference (1990年)」及び「A World in Dispute (1993年)」は、国際社会から大きな注目を集めた。同文書はオランダの新たな戦略的アプローチの概要を示すものであり、冷戦後の時代により合致した、構造調整政策から持続可能な発展への移行を説いている。

1995年、オランダの指導者たちは、開発協力政策とそのメカニズムを含む国家の外交政策全体の見直しを実施。この際、外交政策と開発協力に係る組織統合、本省から大使館レベルへの権限移譲、および実施手続きの簡素化を目指すといった、大きな決定が下された。

現在まで続くこのようなコミットメントにより、オランダは国際社会の中で今日、パリ宣言および貧困削減への重要な政治的公約を掲げる極めて進歩的なドナーとしての評判を得ることとなる。オーナーシップの原則、ドナー間の調和化とアラインメントは、1990年代よりオランダ開発協力の一部となっており、これは、2005年に締結されたパリ宣言よりもずっと以前のことであり、このような公約の表明は、パリ宣言を「目標」ではなく「目的を達成するための手段」として捉えている点を強調した2003年、2007年における政策文書にも見受けられる。このように長い間オランダは、自ら進んで新規運用アプローチを試みてきており、最も柔軟性のある革新的なドナーとして捉えられているのである。

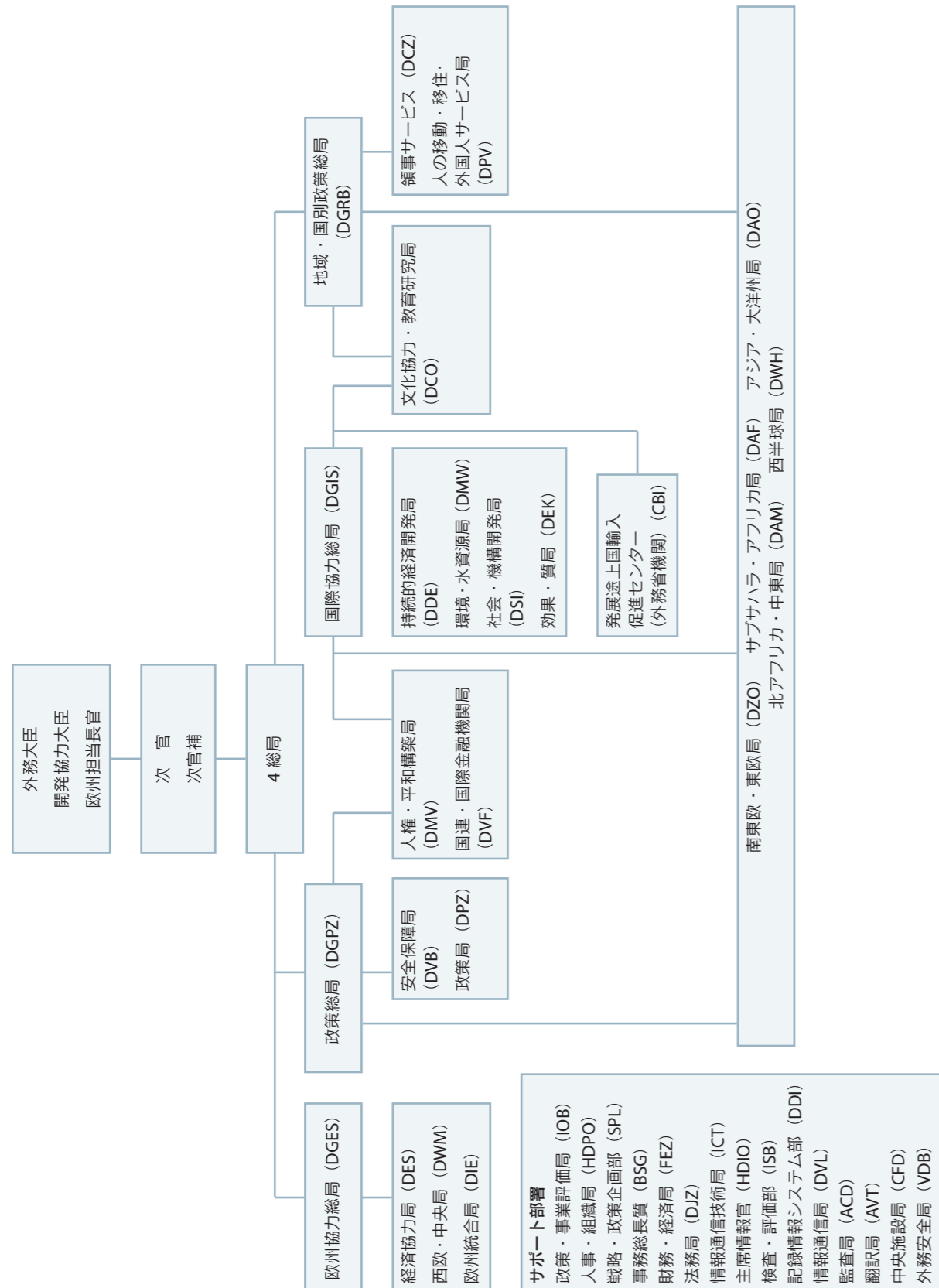
オランダは、国民総所得 (GNI) に対する ODA 予算の割合が、既に国連の目標値である0.7%に達している数少ない国の一つであり、10年以上にわたり平均0.8%以上を打ち出している。また、オランダは2007年世界開発センター出版の最新の開発貢献度指標 (Commitment to Development Index) において1位となっている。

### 1.2 運営管理体制

オランダの開発協力は主に実質的な首都機能を有する政治の中心都市ハーグにある外務省の管轄である。1994年よりオランダは開発と外交政策問題において「一貫した発言をする」ことを目的として政府能力の強化を図り、外交と開発を一体とする政策をとっている。このことは、省内に外務大臣と開発協力大臣という2人の大臣がいるにもかかわらず、両大臣とも政府内において同等のステータスを有し、それぞれの省庁が各々の大臣のために動くというよりは、省庁を超えて課題に取り組んでいることから伺える。

外務省内において、国際協力局 (The Directorate General for International Cooperation (DGIS)) は開発協力の調整役となっており、ODA 資金への責任を有する主要局となっている (但し、全ての ODA 資金が国際協力局に置かれているわけではない)。

図 3-1. オランダ外務省組織図



以下は、関連組織とその責務についてまとめたものである。

- 大使館：二国間資金を委譲
- 国連・国際金融機関局 (United Nations and International Financial Institutions Department (DVF)) :  
→ 国連基金および IFI への基金担当
- 欧州統合局 (European Integration Department (DIE)) :  
→ 欧州連合基金担当
- 社会・機構開発局 (Social and Institutional Development Department (DSI)) :  
→ NGO 基金担当
- 人権・平和構築局 (Human Rights and Peace-building Department (DSI)) :  
→ 人道援助担当
- 持続的経済開発局 (Sustainable Economic Development (DDE)) :  
→ 民間セクターへの基金担当

5 地域局は、各地域の知識・情報を収集、管理し、包括的な地域別アプローチを開発すべく現地派遣職員と連携している。また、国別プログラムに従事している各課題局の代表で形成され、該当する地域局の職員一名が議長を勤める国別チームが、ハーグにおいて定期的に召集されている。

外務省がオランダの開発協力のほとんどの責務を負っているものの、開発協力の実施という面では、いくつかのチャンネルに依存している。パートナー国の大使館は、全 ODA の 20%以下を管理し、また、市民社会や多くの民間企業を通じ、多額の拠出 (全 ODA の約 5%に値する) も行っている。

**Box 1.**

オランダは、開発協力機構内に技術協力および能力開発を扱う一独立機関 SNV を設けているが、その役割は、比較的限定されたものとなっている。近年、能力開発関連が中心となっていることから、プロジェクト業務は大幅に縮小されている。彼らの業務のうち 50%は、大使館によって調整されている。

## 職員

省庁内全職員の数は、約 3,100 名であり、加えて 2,000 名ほどが現地採用である。3,100 名の省庁職員のうち、開発協力を従事している職員数は約 1,000 - 1,200 名、そのうち本部の職員数は 500 - 600 名であり、現地赴任の職員はそのうちさらに 500 - 600 名ほどを占めている。

外務省では、過半数の職員が公務員採用である。新採用者は、3 ヶ月にわたる外交、開発及び国際問題に関するコースを受講することとなっている。少数の職員（年約 5 - 10 名）が、セクター別もしくは課題別の専門家として採用される。2006 年における全事業管理費は、約 2 億 5,400 万ドル（約 248 億 7,930 万円）であった。

ここ数年の間で、多少の職員数の増加があったものの、全体の予算規模に比して実質的な職員数は減少している。

### 1.3 政策決定

国際協力局（DGIS）内では、大臣を直接介することなく方針を立てることが可能である。2005 年に設立された効果・質（向上）局（The Effectiveness and Quality Department（DEK））は、外務省内において、効果およびその質を監視する幅広い委任権を有しており、パリ宣言促進の中核を担っている。DEK は、政策提言を行うことが可能であり、また、テーマや国を跨いだ課題に関する政策実行手段の開発・維持を行っている。

しかしながら近年においては、主として大臣が政策議論を方向づけていることから、多くは開発協力を纏わる国際的動向に沿ったかたちで、比較的頻繁に政策優先課題が変更されている。1998 年に新たに任命された開発協力大臣 Eveline Hefkens は、被援助国数の限定を求める動きを念頭におき、セクター・ワイド・アプローチ（SWAps）を重視した。しかしながら、後継者である Agnes van Ardenne は「需要主導型」アプローチを拒否せず、オランダ国民の支援を得るため、基礎教育、リプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDS および水と公衆衛生といった優先セクターを確立した。2007 年に任命された新大臣 Bert Koenders は、成長と分配を最も強調している。また、ジェンダー、気候変動及び脆弱な国家といった課題へのオランダの関与を増大する一方、社会セクターへの関与からは遠ざかってきている。

にもかかわらず、開発の「結果」を達成するというオランダのコミットメントは、国際開発の考えに沿うかたちで高い継続性を有している。おそらく行政の開発協力関与は、より強い政治的支持を反映したものであり、そのような強い政治的支持は、開発協力が政治課題として高い位置を占め、対 GNI の ODI 比率の高さを維持する点に一役買っていると見える。

オランダの開発協力の土台となる特別な法令は特に存在しないが、予算承認システムの過程でチェック・バランス機能を有しており、また内閣決定はその機能が十分であることを立証している。外交政策内閣委員会、政府政策に関する科学委員会（WRR）、国際援助諮問委員会（AIV）を含む様々な委員会が存在しており、1,000 万ユーロ（約 12 億 4,220 万円）を超過するプロジェクトやプログラムは上記委員会にかけられることになっている。

### 1.4 意思決定プロセス

上記のような戦略において、オランダは大使館レベルに、より多くの責任を移譲するべきであると考えている。このような分権化の考えは、1996 年まで遡るものであり、既に定着している。大使館は、二国間カンントリー・プログラムを管理する一義的な責任を有している。

各パートナー国における戦略計画との協調を図るため、該当国と協議を行い、4 ヶ年にわたる多年間戦略計画及び、各予算循環に対応した、より詳細な短年間計画を提案することとなっている。右計画は外務省の承認を有する。このような計画は、1 月に外務省へ提出されることとなっており、一般的に、外務省は全体的な戦略上重要な理由がある場合のみ、このような計画に対して大幅な変更を示唆する。

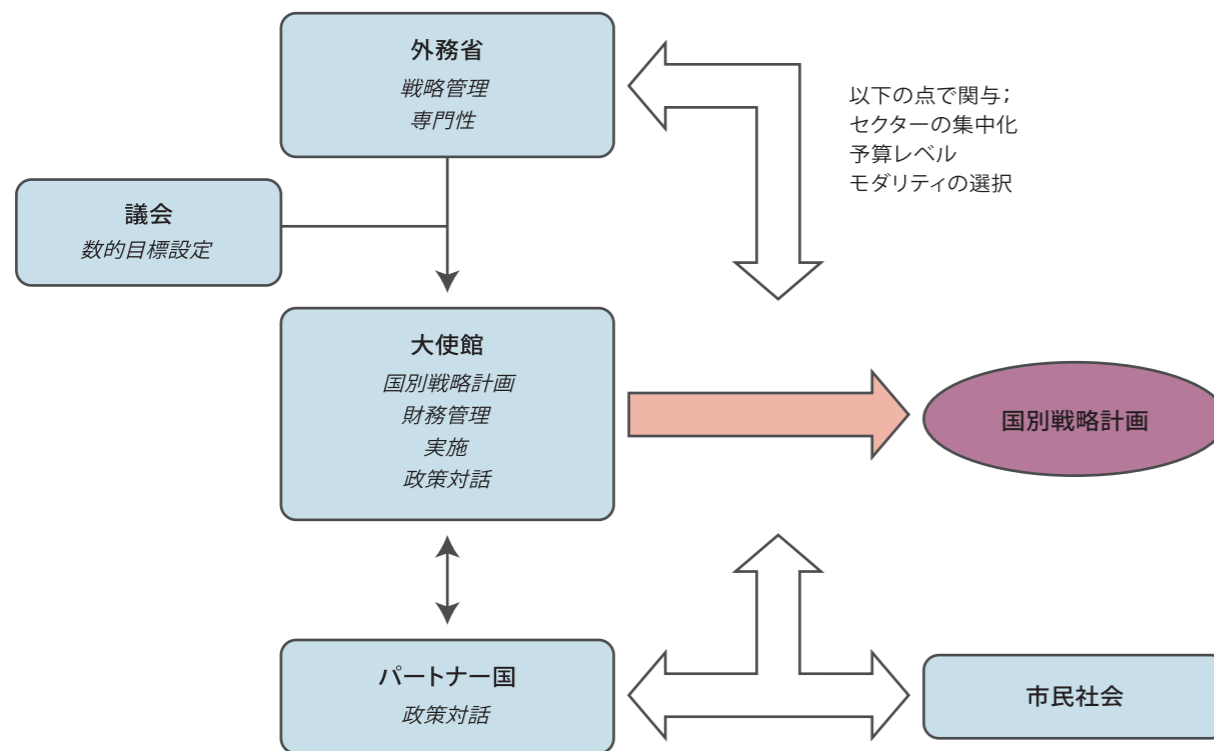
本部において検討されている通例事項は以下のとおりである。

- 大使館が関与するセクター数
- 国別予算モデル及び職員配置数
- 連携モダリティの適切な使用（上限を設ける）
- 行政上の政策優先順位とのバランス（全大使館が政策優先項目への貢献を期待されているわけではない。）

しかしながら、時として国会は、「教育分野に予算の何%を費やさなくてはならない」というような、数的目標を掲げることもあり、大使館にとっては、任国戦略計画内に対象セクターを組入れなければならないというプレッシャーとなっている。このような慣習は、オランダに関する 2006 年 DAC Peer Review においても批判されているが、尚も継続している。

通常毎年 3 月（予算規模を含む）の承認が済むと、大使館は各プログラムの計画、実行を自主的に行うことができる。これは、現地のニーズ、制度的取決め及びドナーのプレゼンスを考慮した結果、最適な方法であると考えられているためである。資金受入れ時期は、3 月もしくは 4 月であり、多年間計画承認後は、進捗状況に関し、大使館及び本省による年間モニタリングが実施される。職員や責任の配置転換によっては変更される可能性があるが、地域部は様々な課題及び分野別部署をまとめる調整役を務めている。

図 3-2. 国レベルにおける意思決定関係者図 (各役割についてはイタリック体で記載)



幾つかのガイドラインや業務指令は、大使館によるパリ宣言の実施を促進するものであり、その上で最も重要なものが実績分析 (The Track Record) およびセクター別実績分析 (Sector Track Record) である。「実績分析 (The Track Record)」は 1994 年より実施されており、パートナー国の解析に適し、援助モダリティに対する政策決定の報告に使用されている。「セクター別実績分析 (The Sectoral Track Record)」は、オランダが援助する各分野及びサブ分野の分析として 2007 年に導入されている。

### Box 2. 実績分析 (The Track Record Analysis)

Track Record Analysis では、以下 4 エリアを対象とし、4 段階評価 (良い、満足、満足でない、悪い) による評価が行われている。

- 「PRSP レビュー・フレームワーク」を用いた、PRSP 及びその貧困削減コミットメント
- 「Business Climate Scan」を用いた、マクロ経済政策およびビジネス環境
- 「PFM レビュー・フレームワーク」を用いた、PFM を含むグッド・ガバナンス
- 対話注記を用いて分析される、対話および協調

これらの事項とリスク分析とを組み合わせ、パートナー国の総合評価がなされている。

その他 2 つの外部評価 (世界銀行の国別政策およびカウフマン政府指標) を使用し、他のドナー機関とほぼ同じ路線での評価を確実としている。

総合評価は、アラインメント・レベルおよび可能とされる必然的援助モダリティを示唆している。

- 一般的に満足：カンントリー・システムとの調整が可能とし、財政支援を推奨。
- 幾つかの条件において満足に達しない：部分的な連携が推奨され、SWAp およびその他セクター別支援が適当とされる。
- 概して満足でない：特に貧困に焦点が当たっていない、不適当なマクロ経済政策、または不適切な予算管理が行われているところに対しては、連携が可能とは見なされず、プロジェクト型アプローチが推奨される。

留意点として、上記は、特定のパートナー国に係る妥当な範囲内のモダリティを示唆しているが、その一方で通常の結果ではトラック・レコード分析によるモダリティの組み合わせとなることが挙げられる。

大使館レベルにおいては、The Head of Development Cooperation である公使の支援の下、大使が全体を統括している。オランダは、比較的広範囲に及ぶ現地スタッフの活用を行っており、現地スタッフは政策管理、プログラム管理を含む多様な職務に従事することが可能である。また、必要に応じて、現地スタッフはオランダを代表する役を担うことが可能である。

パリ宣言モニタリング調査によると、大使館はパリ宣言目標達成を考慮し、大使館の自主性に賛同している。一部では、調和化プロセス強化の結果、大使館の作業負荷が高いとの報告がされている。大使館レベルにおいては、明らかに分野別専門家よりも公共セクター管理の専門家が重要視されるようになってきている。

このような比較的複雑な組織体系において、コミュニケーション管理が課題となっている。本省-大使館間のコミュニケーションの質は各国別チーム (The Country Teams) に大きく左右されるところだが、外務省内職員は現在のシステムを有効的だと感じており、最新の DAC Peer Review においても同結論に達している。

## 1.5 戦略的枠組

オランダの開発協力は、「持続可能性のある貧困削減」を最大の目標とし、ミレニアム開発目標（MDGs）は進捗具合を図る主な基準点となっている。これは、グローバル化が進む世界において、単なる道徳的責任からでは無く、開発促進が相互の利益になるという論理に基づいたものである。この点は、2003年出版され、当時、最も重要な開発協力に関する戦略文書であった、「相互利益、相互責任：2015年に向けたオランダ開発協力」に明記されている。

同文書内では以下4つの優先テーマが掲げられている。

1. 教育
2. リプロダクティブ・ヘルス
3. HIV/AIDS
4. 環境と水

さらには、開発協力に対する国民総所得（GNI）0.8%相当の拠出を改めて公約するとともに、以下の目標を掲げている。

- 教育分野に対し、ODA 予算 15%の投入
- 環境分野へ国民総生産（GNP）0.1%相当を投入
- 2015年までに、5,000万人に対する給水と公衆衛生の供給、および1,000万人に対するクリーンエネルギーの供給
- 2002年から2007年までに HIV/AIDS、結核およびマラリアへの拠出額の倍増

同文書は2007年に、2007年から2011年までの期間に焦点をあてた戦略文書「我々共通の関心：変化する世界における開発投資」により更新されている。

尚、同文書内では、今日の開発協力を取り巻く環境の変化に合わせ、政策焦点に影響がある4優先テーマに対して、4強化策が打ち出されている。

1. 安全と開発
2. 成長と公平
3. ジェンダーと、セクシャル、リプロダクティブ・ヘルス及び諸権利
4. 持続可能性、気候およびエネルギー

### Box 3.

オランダ開発協力における優先分野の一つに、パートナー国の貿易及び投資の促進がある。この戦略の一部として、外務省は発展途上国産輸入品促進センター（Centre for the Promotion of Imports from Developing Countries（CBI））に拠出している。このセンターは、EU、EFTA 市場に関する輸出マーケティング及び輸出管理分野における企業競争力の強化を目指したサービスを提供することを目的としている。

## 1.6 多国間戦略

オランダの援助効果アジェンダに対する公約は、多国間戦略を反映したものである。特に、国連、とりわけ UNDP を強く支持しており、オランダは最大の UNDP 支援ドナー国の一つである。また、「一つの国連」改革に対しても強い支持を示している。

拠出面でも大いに支援しているが、オランダは脆弱な国家、気候変動、ジェンダーを含む様々な問題、また特にカンントリー・オーナーシップの課題において、世界銀行には批判的である。国際開発協会（IDA）への資金は、財務省と共同で管理されている。

オランダは国際金融機関（IFI）や国連機関に対し「スコアカード」を使用し、異なる分野における有効性、および政治的優先事項による有効性の評価を試みており、公約および多国間機関とのかかわりを通じ、確実に戦略的枠組みが進展するよう働きかけている。

## 2. 実施

### 2.1 予算概要

表 3-1. 2007 年予算基礎情報

総予算 (単位：百万ドル)	6 224 (100%)	一般財政支援拠出額 (単位：百万ドル)	374 (二国間援助全体の 8%)
対国民総所得 (GNI) (%)	0.81	EU の ODA 予算への 貢献額 (単位：百万ドル)	374
二国間援助総額 (単位：百万ドル)	4 644 (75%)	国際開発協会第 15 次 増資への拠出額 (単位：百万ドル)	908
アフリカ地域への 二国間援助割当額 (単位：百万ドル)	1 330 (二国間援助全体の 32%)	運営・管理費 (単位：百万ドル)	265 (4%)
NGO への拠出額 (単位：百万ドル)	864 (二国間援助全体の 19%)	援助予測性 (最低年数)	4 年間

1997 以来オランダ政府は、最低 GNI 比 0.8% を ODA 予算（うち 0.1% は環境分野へ拠出）に割り当てており、最も寛大な DAC ドナー諸国の一員となっている。事実、1975 年から ODA 予算は GNI 比 0.7% を下回ったことはない。

2007 年のオランダの開発協力に対する予算割当額（歳出予算額）は、約 62 億 5,000 万ドル（約 6,121 億 8,750 万円）、GNI 比 0.81% であり、絶対数で世界 6 位のドナー国となっている。DAC 統計によると、そのうち 75% が二国間への支出である。これはオランダの ODA 予算が絶対数において 2000 年のほぼ 2 倍となっていることを示している。

### 2.2 パートナー国

オランダはサブサハラ・アフリカに重点を置き、2003 年より、パートナー国の数を 51 ヶ国から 36 ヶ国へと縮小している。政府はサブサハラ・アフリカ内重点国へ二国間総予算のうち 50% の拠出を目指している（2006 年では、サブサハラ・アフリカ諸国は約 31% を受け取っている）。

表 3-2 は、オランダのパートナー諸国および 2006 年時点での支出額別リストである。同リスト内上位にパートナー国以外のスーダンが含まれているのは、債務帳消しの結果であり、同様に、ナイジェリアが 1 位となっているのも、債務帳消しの結果による。

#### Box 4.

オランダ開発協力においてパートナー国（partner country）とは、長期的な二国間供与（バイ）の関係をも意味する。そのような国々では、セクター別政策により民間部門や市民社会団体を巻き込んでおり、これは、二国間協力は、パートナー国の貧困削減戦略内で計画するという原則によるものである。可能であれば、財政支援を通じた、プログラムによる支援を目的としている。  
(Mutual Interests, Mutual Responsibilities, 2003)

表 3-2. パートナー国一覧

アフリカ	南 米	アジア	欧 州	中 東	2006 年支出額別 上位 10 ヶ国 (単位：百万ドル)
ベナン	ボリビア	アフガニスタン	アルバニア	パレスティナ	<b>ナイジェリア</b> : 231
ブルキナファソ	コロンビア	アルメニア	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	イエメン	インドネシア : 161
カーボベルデ	グアテマラ	バングラデシュ	マケドニア		<b>スーダン</b> : 125
エジプト	ニカラグア	グルジア	モルドバ		タンザニア : 102
エリトリア	スリナム	インドネシア			ガーナ : 84
エチオピア		モンゴル			アフガニスタン : 83
ガーナ		パキスタン			ウガンダ : 81
ケニア		スリランカ			マリ : 66
マリ		ベトナム			バングラデシュ : 64
モザンビーク					モザンビーク : 62
ルワンダ					
セネガル					
南アフリカ					
タンザニア					
ウガンダ					
ザンビア					

■ 非パートナー国



「パートナー国」というカテゴリーの他に、オランダは開発協力を提供している国々に関し、3つの国別「プロフィール (profile)」を正式に作成している。パートナー諸国を含む全40ヶ国分には、スーダン、ブルンジ、コンゴ民主共和国、コソボといった4つの非パートナー諸国も含まれている。

同プロフィールは、開発ニーズ及びオランダ関与の本質という両方の観点から、対象となるパートナー諸国間に存在する多様性を評価しようとするものである。またこれにより、正式には「パートナー」の地位を有していないがために、過小評価されるリスクのある一定の非パートナー諸国に対しても重要な拠出を行うことが可能となる。国別統計データは、オランダ開発協力の優先事項を示すガイド、および、適切なモダリティの指針、業績と成功を測るガイドとして使用される。

### Box 5. プロファイル分類

プロフィール (i) 広義の関係を有する国 例：ベトナム、スリランカ

- 主な基準：
- a. 中所得国候補
  - b. 脆弱な国家では特になし

プロフィール (ii) MDGs に対する取り組みが著しい国、アフリカ諸国の多くがこれに当たる。

- a. 低所得国
- b. 脆弱な国家では特になし
- c. 良いパートナーシップ確立にふさわしい政府構造の有無

プロフィール (iii) マルチの取組みが多くを占める脆弱な国家

- a. 貧困削減を阻止している脆弱性または不平等の有無

表3-3は、オランダのパートナー国をプロフィール別に分類したものである。表に示されたとおり、幾つかの国では開発協力を今後4年間のうちに段階的に廃止することとなっている。これは開発協力における選択と集中を行っているオランダの努力の一環である。パートナー国との関係は、過去数年で変化してきている。例えば、アルメニアや旧ユーゴスラビア共和国マケドニアでは、「選挙グループ (constituency group)」との関係の下、開発協力の重要性が減少してきている。その他の外交政策手段の重要性が増すにつれ、これらの国々では、欧州連合との連携がより重要となってきている。オランダとカーボベルデ共和国との関係は、既に廃止されており、中所得国の地位に達したスリランカでは、国家の安全性が低いことから、人道援助のみ実施、継続されていくこととなっている。他のドナー諸国は、既にスリランカ国家の脆弱性に関心を示しており、それ故、オランダがスリランカとの開発関係を継続する理由は無くなってきている。アルバニアとボスニア・ヘルツェゴヴィナは、両国ともバルカン地域における地域的取り組みの一端を担っているが、右取り組みは2010年をもって終了する予定となっており、比較的高所得である現状を踏まえ、両国における2国間プログラムは全て終了となる。また近年、オランダはエリトリアとの良好な開発関係の確立を目指し、集中的な取り組みを実施しているが、非常に厳しい政治状況であることから、年100万ユーロ（約1億2,422万円）を越す歳出には至っておらず、右取り組みの継続を正当化できないと考えている。今後、同国との有意義な連携の見通しが立てば、開発（協力）関係の復活は考慮されることとなっている。

表 3-3. プロファイル別パートナー国分類表

プロフィール 1. 広域的關係	プロフィール 2. ミレニアム目標加速達成	プロフィール 3. 安全と開発
エジプト* グルジア* インドネシア モルドバ ベトナム 南アフリカ スリナム**	バングラデシュ* ベニン ボリビア* ブルキナファソ エチオピア* ガーナ ケニア マリ モンゴル モザンビーク ニカラグア ルワンダ* セネガル タンザニア ウガンダ* イエメン* ザンビア	アフガニスタン ブルンジ コロンビア コンゴ民 グアテマラ コソボ パキスタン パレスティナ スーダン
<b>今後4年間における開発協力段階的廃止予定国：</b>		
	アルバニア アルメニア カーボベルデ 旧ユーゴ共和国マケドニア	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ エリトリア スリランカ***

\*\*\* = 安全問題を実際に有しているもしくはその可能性がある国

\*\* = 条約枠組みにおいて段階的廃止合意に至る

\*\*\* = 現安全状況を考慮し、人道援助のみ実施

撤退の手順は、現在のところ纏っておらず、正確なタイムテーブルは設けられていない。これは、一つには、国によって状況が異なることが要因である。おそらく、オランダの民間部門に係る政策手段を通じ、段階的廃止戦略における民間セクター関与の可能性が検討されることとなる。オランダは、このような戦略において他のドナー諸国および関連パートナーとの親密な調整を図る点を強調している。

### 2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）

オランダの政策は、パリ宣言に沿ったものであり、様々な政策文書内で繰返し主張されているように、各パートナー諸国内の2、3の優先セクターに対して重点的な取組みを実施することとしている。しかしながら現在、オランダは多くの国において、2、3以上のセクターにおいて活動を継続している。

どの分野に重点を置くかは、パートナー国政府との協議によって決定されている。しかしながら、セクター集中型政策は全体の戦略決定に追随しており、オランダ開発協力全般における優先事項である教育、リプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDS 及び水・環境分野に特段の優先度を置いている。また、MDGsの進展に欠くことのできないと考えられているグッド・ガバナンス及び民間セクターもやはり優先視されている。

下記表3-4は、オランダが公言している優先分野もしくはテーマへの関与をパートナー国別に表したものである。アルメニア、エジプト及びエチオピアの3ヶ国を除く全てのパートナー国において、上記優先分野中少なくとも一分野において重要なプロジェクトまたはプログラムを有しているのが分る。

表 3-4. 長期パートナー国におけるセクターの絞込み

パートナー国	グッド・ガバナンス	教育	保険	環境	水	民間セクター
アフガニスタン	◆					
アルバニア				◆		
アルメニア+						
バングラデシュ	◆	◆	◆		◆	◆
ベニン	◆	◆			◆	
ポリビア	◆	◆			◆	◆
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ						◆
ブルキナファソ	◆	◆	◆			
カーボベルデ				◆		
コロンビア					◆	
エジプト+						
エリトリア	◆	◆	◆			◆
エチオピア+						
グルジア			◆	◆		
ガーナ	◆		◆*	◆		
グアテマラ	◆	◆			◆	◆

パートナー国	グッド・ガバナンス	教育	保険	環境	水	民間セクター
インドネシア	◆	◆	◆		◆	
ケニア				◆		
マケドニア	◆					
マリ	◆	◆		◆		◆
モルドバ	◆	◆	◆			◆
モンゴル						
モザンビーク				◆		
ニカラグア	◆	◆	◆		◆	
パキスタン	◆		◆			◆
パレスティナ		◆		◆		
ルワンダ	◆					
セネガル	◆					◆
南アフリカ				◆		
スリランカ					◆	◆
スリナム	◆	◆	◆	◆		
タンザニア	◆	◆	◆			◆
ウガンダ	◆	◆	◆*			
ベトナム			◆	◆	◆	
イエメン	◆	◆	◆			◆
ザンビア	◆	◆	◆*			

\* ヘルス分野プログラムは無いが、SRHR および HIV/AIDS へ多大な資金拠出を実施  
 + Results in Development 2005 - 2006 出典データによると、アルメニア、エジプト及びエチオピアは、2006 年まで同分野における関連プログラムまたはプロジェクトを有していない。

持続可能な貧困削減が全選択肢における最優先事項となっている。右のことや、間接的にはセクター・ワイド・アプローチ（SWAps）の影響から、オランダは社会セクターに少なからぬ重点を置いており、2006年にはこの分野に対し32億ドル（約3,134億4,000万円）以上の拠出を行っている。一方、2006年における産業分野、経済インフラ分野への拠出は8億6,000万ドル（約842億3,700万円）となっている<sup>1</sup>。

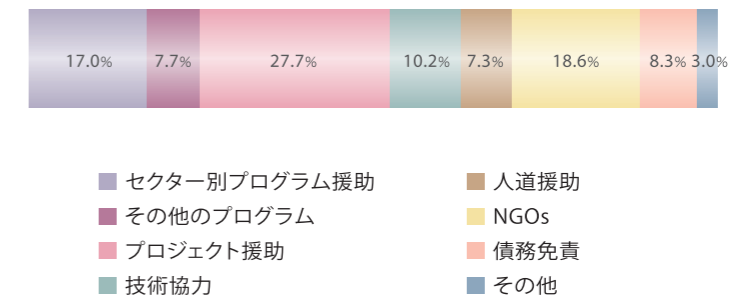
外務省内では、近年社会セクターが産業分野よりも優先され過ぎているのではないかという議論が展開されている。他の幾つかのドナー諸国にも見られるとおり、特に、アフリカにおける近年の成長の兆候とMDGsの進展における停滞を踏まえて、産業分野に再び重点を置く意図があるように見受けられる。（右の点は、政策文書「Our Common Concern」内で暗示されており、また外務省職員との会談<sup>2</sup>においても改めて言及されている。）しかしながら、外務省職員との会談においては、セクター・ワイド・アプローチ（SWAps）モデルは依然としてオランダ開発援助の機軸である点が強調された。

<sup>1</sup> 出典: Development Statistics Database

<sup>2</sup> 2008年3月3日オランダ外務省職員からのヒアリングによる。

## 2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援

図 3-3. 2007 年二国間援助モダリティの分類



オランダの二国間開発協力は、近年、約20%がプロジェクト、約20%が財政支援（セクター、一般）に割当てられており、これらを両極とし、その中間に様々なプログラム等が位置している。援助モダリティ分析の詳細は、上記図3-3のとおりである。開発協力全般において無償援助（grants）の形態をとっている。

大使館は、適切な援助モダリティを選択するための客観的評価ツールを規定することを目的とし、「実績分析」及び「セクター別実績分析」といった幾つもの方法を使用している。オランダにとって、「実績分析」は、パートナー国における最適なモダリティを選択する上で最も重要なツールである。これは、パートナー国が貧困削減において十分な進展を見せているか、適切に機能する経済構造があるか、及び政府が自己の規制を固守する意思の有無、またその可能性、及び開発政策のための有意義な話し合いを推進することが可能であるかを評価する年間の枠組みである。ある特定のモダリティを直接禁止するものではなく、一定の状況下で実行可能なモダリティの選択肢を示唆するものである。また、もし政治的にそうするのが賢明であると思われる場合は、大臣によってその選択結果は覆されることがある。

表 3-5. 2008 年度フル・アラインメントおよび財政支援実施認可国

国名	2008 年度一般財政支援案 (単位：百万ユーロ)	国名	2008 年度一般財政支援案 (単位：百万ユーロ)
ベニン	10	マリ	10
ブータン	2	モルドバ	4
ブルキナファソ	20	モザンビーク	18
ブルンジ	10	ウガンダ	11
グルジア	5	セネガル	10
カーボベルデ	6.5	ベトナム	12
マケドニア	7	ザンビア	10

過去 10 年間に於いてオランダの二国間援助は、セクター、一般財政支援よりへと徐々に移行している。プロジェクト型援助は今なお非常に重要であるとされ、他の 2 つの援助モダリティの補足として捉えられている。セクター別財政支援と比べると、一般財政支援は全オランダ二国間援助のうち比較的小さい割合を占めているが、セクター別財政支援はパートナー諸国へのコミットメントの表れとして、特に重要であると認識されている。

2007 年には、「パートナー国」への二国間援助のうち 19%が一般財政支援 (GBS) として拠出されている。フル・アラインメント (全面提携) 及び財政支援 (下記参照) に対する承認は、一般財政支援についての最終決定ではなく、一般財政支援に関しては、確実に目標を達成するために、マイクロマネジメントが引き続き行われる。例えば、ウガンダでは一般財政支援が 2006 年より毎年減少傾向にあり、2008 年において、財政支援はもはや「一般」ではなくなり、むしろセクターによって割り当てられている。これは、ガバナンスの課題における懸案事項、ウガンダ北部の政治情勢及びセクター成果の欠落が混合した結果である。さらに、最近のタンザニア中央銀行による資金流用という不祥事は、一般財政支援の停止という事態を招く結果となっている。現段階では、一般財政支援の再開については未定である。

脆弱な国家においてさえ財政支援の対象外にはならないという点は注目に値する。一方で、「実績分析」枠組みの修正版が、脆弱な国家における適合性評価に使用されている。「安定性への貢献」に対する一般財政支援の可能性に対するさらなる検討を重ねつつ、話し合い (dialogue) 及び通常のクラスタエリア (居住地域) によるコミットメントのみが変数としてカウントされる。一般的に、そのようなケースでは、資金拠出は多国間ドナー基金を通じ行われている。

## 2.5 パートナー国制度とのアラインメント

オランダは、1990 年代中盤、被援助国主体の戦略を通じた開発協力の実施を公式方針とする最初のドナー諸国の一つとなった。しかしながらオランダは、被援助国のオーナーシップとは単に政府のオーナーシップであるだけでなく、開発戦略形成の一翼を担う市民社会をも含むものと捉えている。市民社会の参加は、「フル・パートナー国」において特に重要であると考えられているのである。1999 年のオランダ二国間開発協力の組織化原理としてのセクター・ワイド・アプローチ (SWAp) の導入以来、このような国別戦略計画に沿った貢献は、カントリー・システム (country system) に沿ったものへと次第に変化してきている。

オランダ開発政策内では、「顔の見える援助 (flag visibility)」の問題は考慮せず、開発協力に関しては「可能なところには予算を、必要な時 (だけ) 予算削減 (on budget where possible, off budget [only] when necessary)」という意識的な決断が下されている。そのためには、カントリー・システムが一定の基準を満たしている必要がある。実際のところは、このことはパートナー国制度の信頼性を複雑で主観的な評価を実施することとなるが、オランダは「実績分析 (Track Record Analysis)」を用いた判断の標準化を試みている。

表 3-6. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：オランダのカントリー・システム使用状況

調査対象国数	24	
政府部門への援助支出額 (単位：百万ドル)	586	
公共財政管理制度	予算執行 (単位：百万ドル)	407
	財務報告 (単位：百万ドル)	405
	会計監査 (単位：百万ドル)	427
	平均使用率	71 %
調達制度	行政制度使用総額 (単位：百万ドル)	459
	平均行政制度使用率	78 %

調達に関し、OECD/DAC は国内調達システムに係る評価方法を有している。

右方法は、発展途上国ならびにドナー機関が国内調達システムの質および有効性の評価に利用できる共通のツールの提供を目的としている。発展途上国における北欧プラス諸国代理としてプログラム・オフィサー (本部採用ならびに現地採用スタッフ) またはプログラム・オフィサーの役割を担う職員スタッフによる国内調達システム評価および妥当な調達方法決定を促す過程および方法に精通することを目的とし、北欧プラス諸国の調達グループによる調達のための e ラーニング・コースが開発されている。多くの場合 (パリ宣言モニタリング統計によると 78%)、調達はパートナー国が執り行い、大使館は、パートナー国自国の調達を評価するにあたり、自ら行うというよりもむしろ外部監査を好んで利用している。一見反対している政府状況下でも同様である。

自国およびパートナー国の調達プロセスにおいて、欧州調達規制が重視されている。具体的には以下のとおりである。

- 50,000 ユーロ以下の契約は自由
- 50,000 ユーロ以上 133,000 ユーロ未満の契約は、見積もりによる
- 133,000 ユーロ以上の契約は、競争入札による

落札者選定にあたり、コストパフォーマンス（金額に見合う価値）が価格そのものよりも重要とされている。サイレント・パートナーシップの場合、実際に活動しているパートナー国（アクティブ・パートナー）がサイレント・パートナーへの報告義務を有する。パートナー国は、アクティブ・パートナーへの報告のみ課せられている。オランダ財務スタッフがいる大使館では同規則が適応されている。

## 2.6 調和化

パートナーシップおよび調和化は、オランダ開発協力戦略の主軸となっている。委託型協力（または、北欧プラス諸国の方法においては「サイレント・パートナーシップ」）の形式で、世界銀行、NGO およびその他同じ考えを持つ二国間援助機関との協調資金メカニズムを利用している。特に、諸条件が整っている（例えば実施政策環境において）または諸条件が特に厳しい場合（例えば脆弱国家）において、同メカニズムの利用が行われている。

### Box 6.

「サイレント・パートナーシップ」は同じ考えを持つ援助機関により実施されている委任型協力体制であり、「アクティブ・パートナー」が管理するプロジェクトまたはプログラムへ「サイレント・パートナー」が拠出している。

パートナー国は、アクティブ・パートナーのみを直接の相手とする。つまりは、アクティブ・パートナーがサイレント・パートナーへの責任を伴うのである。北欧諸国プラスは、原則、委任型協力に適しているかどうかをお互いに評価し合っており、カナダも参加承認されている。

2003 年より、オランダは重点国内において主に北欧プラス諸国ドナーとのサイレント・パートナーシップによる連携数を増加させている。可能であれば他のドナー諸国の巻き込みを図り、このような実施方法を広めることへの関心が高い。北欧諸国プラス内の同胞グループは、共同の「資金取決め (Financing Arrangement)」および共同助成金に係る法的根拠を提供するための「サイレント・パートナーシップ」のための枠組みを構築している。特にザンビアおよびウガンダにおけるサイレント・パートナーシップの経験から、このような形式の改善に至っている。

### Box 7. サイレント・パートナーシップ；ニカラグアにおけるオランダとカナダ

2007 年 3 月、ニカラグアの教育システム改善を目的としたオランダ-カナダ「サイレント・パートナーシップ」が発表された。

2012 年までオランダは、サイレント・パートナーとして、3,400 万ユーロ（約 42 億 2,348 万円）を教育セクター支援プログラム（PROASE）へ拠出、カナダはそのアクティブ・パートナーとなっている。（デンマークもサイレント・パートナーとなっている。）

これにより、カナダは、同プログラムのモニタリング、評価および財務管理検討を含む、全ての管理業務の責任を担うこととなる。同プログラムは、ニカラグア国家教育計画（2001 - 2015 年）の実施支援であり、初等教育ならびに中等教育に焦点をあてている。

しかしながら、オランダはサイレント・パートナーシップの利点を認識しているものの、ドナー間における効果的なセクター分割のほうがより最適なメカニズムであると見なしている。さらに、サイレント・パートナーシップは、「調和化にばかり注目しており、アラインメントにあまり焦点が当てられていない」との指摘もある。

表 3-7. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力

	調査対象国数	最低他ドナー国 1 ケ国と 協調している国数	調査国全体数	協調平均率
使節団との協調	24	70	153	46%
国分析での協調	24	27	35	77%

## 2.7 援助タイプ

オランダの政策はアンタイド援助の提供であり、現在、オランダ援助の全てにおいてアンタイドとなっている。DAC への報告のとおり、2006 年時点で援助の 99.98% はアンタイドである。しかしながら、パリ宣言モニタリング調査によると、オランダのパートナー国 24 ケ国の調査においては、より低い数値を示しており、90.57% がアンタイドとなっている。

オランダ民間セクターを支援するための以下 2 点のプログラムは、開発協力基金より国際的な財政支援を限定的に受けている。

1. 開発関連輸出取引プログラム (The Development-Related Export Transactions Programme (ORET)) : 助成プログラム。資本財、サービス又は事業への財政的支援を促すことにより、発展途上国の経済および社会インフラへの投資促進を目的としている。取引の最低 50%はオランダ企業とのタイドと特定されている。
2. 新興市場協力プログラム (The Programme for Cooperation with Emerging Markets (PSOM)) : オランダ企業またはオランダ企業協会への財政的支援を提供し、新興市場における現地企業と協力し、プロジェクトを実行している。

関係国のタイプに応じ、様々な財政的支援が受けられるプロジェクトの割合は、50 - 100%である。カーボベルデ、マラウイ、マリ、モザンビーク、ルワンダおよびザンビア内のオランダ企業とは、PSOM 基金に関し、アンタイトドである。また、上記域内に拠点を持つ外国企業も助成金の申請が可能である。

## 2.8 NGO との協力関係

現在、オランダ ODA の約 20%は、NGO を通じて実施されており、ここ最近においては、その数は 2 倍に達している。市民社会アクターに対する財政的支援は、強い伝統を有しており、直接大使館を通じて、または、オランダ国内の管理メカニズムを通じて間接的に行われている。市民社会は、開発プロセスにおいて重要なパートナーとして認識されており、同プロセスにより、異なる資金調達チャンネル間での相互補完の可能性が広がっている。情報共有、政策対話または共同プロジェクト参加といった方法がとられている。協力は、各パートナーは各異なった役割の基、明確な付加価値を有しているとの考えに基づいている。

以前は、NGO を通じた支出への割当額全ては、オランダ NGO 4 団体に限られていたが、2003 年にこれらの資金に対し、競争的な申請手順が設けられ、オランダ NGO と国際 NGO、2 つの異なるプール基金へと割り振られている。しかしながら、後者のプール基金は、規模がより小さいものであり、オランダの国家政策における優先事項に基づき事前選ばれた 20 団体へ割り当てられている。前者は、定性基準に合致することを条件としており、基金全体の 75%程度の申請であることの証明をしなければならない。最終選考プロセスは、省庁とは無関係の、NGO 58 団体から任命された専門家 5 名により執り行なわれる。2011 年に実施が予定されている次回の資金調達プロセスは、現在、検討中である。特定割当金以外にも、大使館が直接 NGO に対し追加資金支援の決定を下せるため、NGO を介した支援全体は、オランダ ODA の 20%以上を占める可能性が高い。

(図 3-3 および表 3-1 参照)

## 2.9 モニタリングおよび評価

オランダ開発協力の評価は、一般的に政策事業評価局 (The Policy and Operations Evaluations Department (IOB)) により実施されており、IOB の権能は、オランダ政府の全外交政策に対する評価も含まれている。IOB の評価は、政策および資源の割当に関する議会説明のために各大臣により使用され、評価の結果が外務省の政策サイクルへ組み入れられるよう、努力がなされている。評価報告は、政策意図及び実施、両方の改善を目的とし、ターゲットを絞った評価意見を提供するのに用いられている。開発協力大臣は、議会に対し、外務省としてどのように対応するかにつき、正式な政策回答を書面で準備作成している。

IOB は、評価経験のあるスタッフおよび独自予算を有しており、評価が執り行なわれる際は、調査対象トピックに対し専門知識を有する外部専門家の協力を得て行われる。自己のクオリティをモニターするために、外部専門家だけではなく、省内部の関係者をも含む、各評価に係る準拠集団 (reference group) を設けている。

IOB 評価は、外務省予算に係る説明メモ (The Explanatory Memorandum) 内に記載される省庁の評価プログラム (上級管理役員会 (The Senior Management Board) により毎年設けられる) の一部を担い、大使館および政策局は、定期業務および事業フィードバックにより焦点をあて、IOB の大規模な評価を補足するための評価も実施している。しかしながら、これらの評価に係るクオリティおよび事業フィードバック両方において、課題点が挙げられており右課題に取り組むため、分散評価の計画および実施に対する支援を目的とし、IOB 内に専用ヘルプデスクの設置等の措置がとられている。

将来を見据え、オランダは、他のドナー機関同様、複数の援助機関およびパートナー国との合同ニーズによる評価プログラムに傾倒している。従って、IOB は他のドナー機関およびドナー・グループとの関係を構築しており、「発展途上国における基礎教育外部支援に係る合同評価 (The Joint Evaluation of External Support to Basic Education in Developing Countries)」を率先して実施している。

### Box 8. 2008 年完了 IOB 評価

「Clean and sustainable」ホスト国における持続可能な開発に対する「クリーン開発メカニズム」への貢献度評価。

「Chatting and Playing Chess with Policymakers」オランダ協調融資を通じた政策への影響。

「The Netherlands Trade Union Co-Financing Programme」労働組合支援、労働組合および労働者の権利に関する評価

## 3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント

表 3-8. オランダ調査研究構造概要

リサーチ専用部署の有無	無*	リサーチ専用予算の有無	無
リサーチ業務掌握部署	DCO, IOB, DEK, 分野別部署	外務省内における専属リサーチャーの有無	無
リサーチ戦略の有無	無	重要出版物	<i>A Rich Menu for the Poor</i>

\* 文化協力教育研究局 (Cultural Cooperation, Education and Research Department (DCO)) が存在するものの、実際、調査研究の実施や調査研究プログラムの管理は行っていない。

オランダは、研究およびナレッジ・マネジメントに関する特定の構造を有し、特に後者に力を入れている。外務省内に「文化協力教育研究局 (Cultural Cooperation, Education and Research Department)」があるものの、各部門別セクションが通常予算内における研究業務への予算の割当てを決定しており、実際のところ研究は、様々な各部門別セクション (例えば、農業、教育等) の管轄下で執り行われている。文化協力教育研究局は、研究不足と思われる分野に拠出し、委託研究を実施することがあるが、外務省内には専門研究員はおらず、また、研究業務専用の割当予算もない。

現在、オランダでは組織内でのナレッジの利用および価値向上を目指し、技術革新を試みている。これは、省内で第2期改革の監督の役割を担っているチーフ・サイエンティストの指揮の下執り行なわれている。以下は、組織への学術的視野取入れを目的とした一連のプログラムである。

- ・ 隔週の昼休みに、同僚同士で形成される3グループがナレッジ・マネジメント問題に纏わるディスカッションを実施する。現在、約30名が参加しており、来年に向け、参加者数の倍増を目指している。
- ・ 学界との交流を推進するため、省庁職員の博士課程研修奨励制度を確立。
- ・ 省庁職員による学術論文出版の普及促進。
- ・ 特別教授職3職への資金提供。
- ・ 職員50%、大学教師50%で占める、省庁内での学術会合の促進。
- ・ ISアカデミーと呼ばれる学術プログラムに大学機関と共同出資を実施。特定の政策に関係のあるコースからインターンとして選出された者には、省庁内で働く機会が設けられているとともに、省庁職員が客員講師として大学機関で講義を行っている。右プログラムにより、学界と省庁間の境界を無くすることが期待されている。

また、調査研究 (リサーチ) 業務は、諮問委員会の業務にも組み込まれている。研究者自身が、同委員会の一員であることから、知識を軸とし、政策関連の研究業務が実施される点を確保している。さらには、調査研究が最終提言に活用されるように配慮している。

The Effectiveness and Quality Department (DEK) では報告書を作成にあたり、様々な局、大学期間および研究所を超えて職員を招聘し、研修機会の促進にあたっている。6ヶ月毎に、5つの新報告書をまとめており、製本版およびインターネット上で閲覧可能な「A Rich Menu for the Poor」として、取り纏められている。また、最近 DFID では、スタッフ内で「A Rich Menu for the Poor」を配布するよう要請している。



基礎情報.....71

1. 組織と戦略.....73

1.1 スウェーデン開発援助の概要 .....73

1.2 運営管理体制 .....74

1.3 政策決定 .....79

1.4 意思決定プロセス .....79

1.5 現在の戦略 .....80

1.6 多国間戦略 .....81

2. 実施 .....82

2.1 予算概要 .....82

2.2 パートナー国 .....82

2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策） .....84

2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援 .....88

2.5 パートナー国制度とのアラインメント .....90

2.6 調和化 .....92

2.7 援助タイプ .....94

2.8 NGO との協力関係 .....95

2.9 モニタリングおよび評価 .....97

3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント .....99

図 4-1 スウェーデン開発協力組織図 .....75

図 4-2 スウェーデン外務省組織図 .....76

図 4-3 SIDA 組織図 .....77

図 4-4 2007 年二国間援助モダリティの分類 .....88

表 4-1 2007 年予算基礎情報 .....82

表 4-2 パートナー国一覧 .....83

表 4-3 重点国における活動セクター一覧 .....85

表 4-4 SIDA 長期パートナー国 12 ヶ国における優先セクター一覧 .....86

表 4-5 スウェーデン一般財政支援享受国 .....89

表 4-6 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価 .....90

表 4-7 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力 .....92

表 4-8 スウェーデン調査研究構造概要 .....99

基礎情報

北欧諸国プラス（The Nordic Plus）は、援助効果アジェンダに対する強いコミットメントを有し、同じ考えを共有するドナー国の集まりである。デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、およびオランダが参加しており、共同出資や共通の調達手続きの実施等、国際協力における特定の分野において、他ドナー国との協働を目的としている。右グループは、開発協力における発展途上国による運用上の負荷を減少するために、メンバー間の相互協力の増進と、手続き及び業務の調和化を目指し、2003 年に設立されたものである。そのため、北欧諸国プラス参加諸国は、パリ宣言の牽引的存在となっている。参加諸国は、共通の政策および業務の増進を活発に進めることに加え、相互の委任協力にも同意している。原則として全参加国は、共同拠出のプロジェクトまたはプログラムにおいて、他参加ドナーに比較優位がある場合には、右ドナー国が主導ドナーとして活動できるという事前相互承認を有している。

（本文 2.6 Box 3、4 参照）

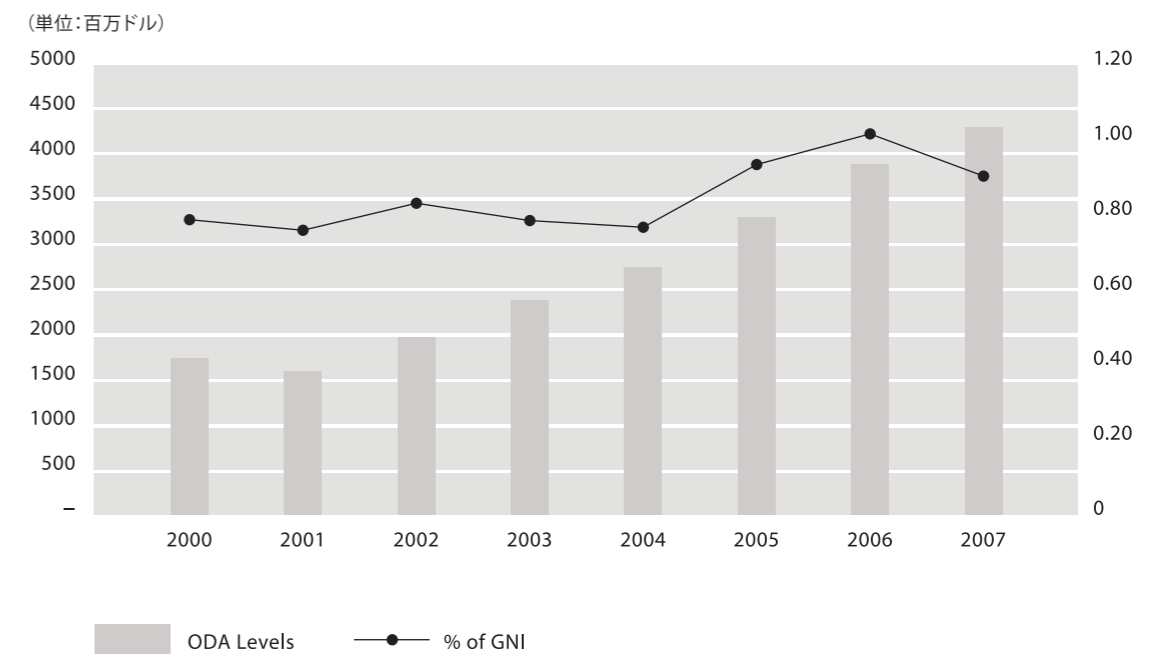
報告書使用換算レート

EUR = ¥124.22 USD = ¥97.95 (2009 年 3 月 JICA 統制レート)

2006 : \$1 = 7.37 スウェーデン・クローネ (DAC 統計に基づく)

2007 : \$1 = 6.75 スウェーデン・クローネ (DAC 統計に基づく)

ODA 総予算レベル (2000 - 2007)

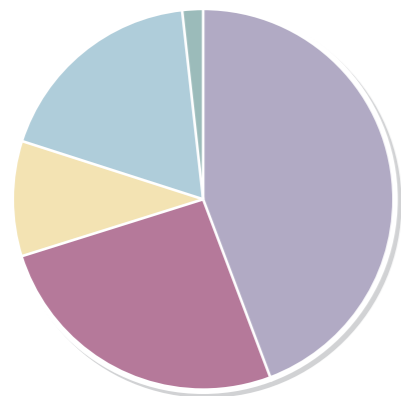




### 2007年 ODA 総予算内訳 (単位：百万ドル)

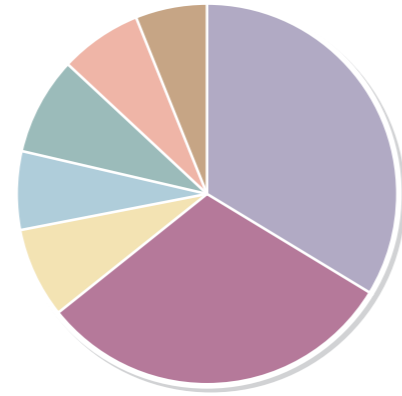
二国間政府開発援助	2 932.22	多国間政府開発援助	1 406.72
無償資金	2 861.58	UN Agencies	538.87
投資計画援助	28.94	EC	312.71
プログラム型援助	1 460.93	IDA	320.38
技術協力	159.68	各地域開発銀行	141.20
人道援助	307.62		
債務免責総額	74.08		
NGO 支援	234.15		
運営・管理費	213.55		
無償資金以外の二国間政府開発援助	70.64	<b>合計</b>	<b>4 338.94</b>

2006/2007年平均 所得層別二国間割当額



- その他
- 後開発途上国
- その他低所得国
- 低中所得国
- 高中所得国

2006/2007年平均 地域別二国間割当額



- その他
- サブ・サハラアメリカ
- 南・中央アジア
- アジアその他及びオセアニア
- 中東及び北アフリカ
- 中南米及びカリブ地域
- 欧州

## 1. 組織と戦略

### 1.1 スウェーデン開発援助の概要

スウェーデンは発展途上国への使節団派遣を長期にわたり実施してきた。早くも 1860 年には最初のスウェーデン使節団がエチオピアへ到達している。1952 年には、最初の政府開発協力機関、スウェーデン協力中央委員会 (The Central Committee for Swedish Cooperation) が組織された。スウェーデン議会は、スウェーデン開発協力目標は、貧困層の生活水準向上であると宣言しており、これは、現在まで続く目標となっている。開発協力は、平和/安全保障、連帯および貿易という 3 つの動機によるものである。このような経緯を経て、スウェーデン国際開発局 (The Swedish International Development Authority, SIDA) が 1965 年に設立されることとなる。

3 年後には、スウェーデン議会はスウェーデン開発協力レベルを 1970 年代半ばまでに GNI 比 1% に達するよう徐々に増加するべきであるとの決定を下している。同時期、援助享受国は、援助を必要とするプロジェクトまたはセクターに対する多大なる影響を受けていた。1970 年半ばまでに、スウェーデン援助の優先国数は、14 ヶ国までに増加している。

1978 年、貧困層の生活水準向上目標に対し、4 つの副次目標が付け加えられた。右目標 (経済成長、経済社会平等、経済・政治的独立、民主主義の発展) は、全てその後のスウェーデンの政策の基礎となっている。2 年後の 1980 年、開発協力の焦点は農村開発の戦略を通じて変遷することとなる。右は、総人口 3 分の 1 に値する貧困層への注目が増したことを意味しており、同時に、スウェーデンはドナーとプログラム受入国の間の協力および計画に係る重要な討論を通じ、援助の有効性が向上することを必要とした。1995 年に、SIDA は様々な分野で開発協力に関わっていた 4 つの小規模政府機関と統合し、スウェーデンの開発協力に係るさらなる大きな責任を担うこととなった。1998 年、スウェーデン開発協力に係る新たな副次目標「天然資源の持続的利用および環境保護」が導入された。

スウェーデンは、自国の歴史を反映した中立政策を維持しており、発展途上国およびその他の国においてしばしば「公正な仲裁者」および献身的な調停者として認識されている。また、スウェーデンは国連およびその他の多国間機関を強く支持している。

## 1.2 運営管理体制

スウェーデンの開発協力は、外務省およびスウェーデン国際開発協力機構（The Swedish International Development Cooperation Agency (SIDA)）が掌握している。両者は非常に密接な協力関係にあるが、大別して、外務省は国会が委任する範囲で戦略レベルの政策決定を掌握しており、SIDAは開発協力を係る「スウェーデンの主要運用機関」であり、開発協力計画を実行実現させる責任を担っている。開発協力は、外務大臣および開発協力大臣、共管である。外務大臣が正式な外務省の長であり、専門である開発協力大臣を監督する立場にある。SIDAの局長（The Director General）は、外務省より任命されることとなっている。

スウェーデンの政府との関係は中央集権化されており、効率性に重きをおいたものとなっている。一般的なスウェーデンの基本姿勢においては、議会が法的枠組みを制定しており、政策決定は小規模な特定省庁がその役割を担い、実施に関しては、政府より年間指令書を受ける半自治政府機構が担っている。外務省は右姿勢（図4-1参照）を維持しながら、スウェーデン開発協力全般にわたり政策決定に係る中央集権的な役割を果たしており、政策実行にあたっては、スウェーデン国際開発協力機構（SIDA）に依存するところが大きい。

図 4-1. スウェーデン開発協力組織図

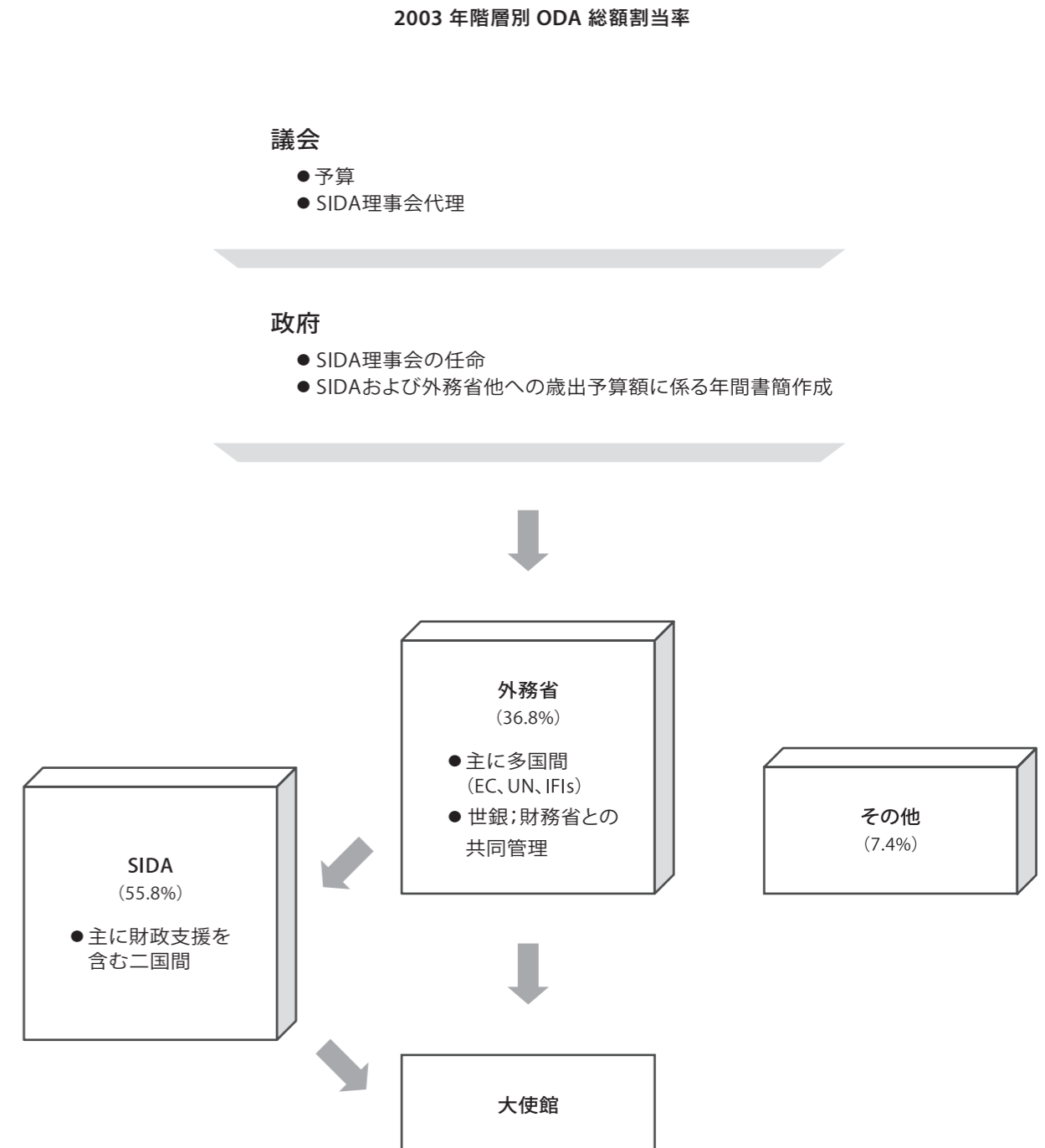


図 4-2. スウェーデン外務省組織図

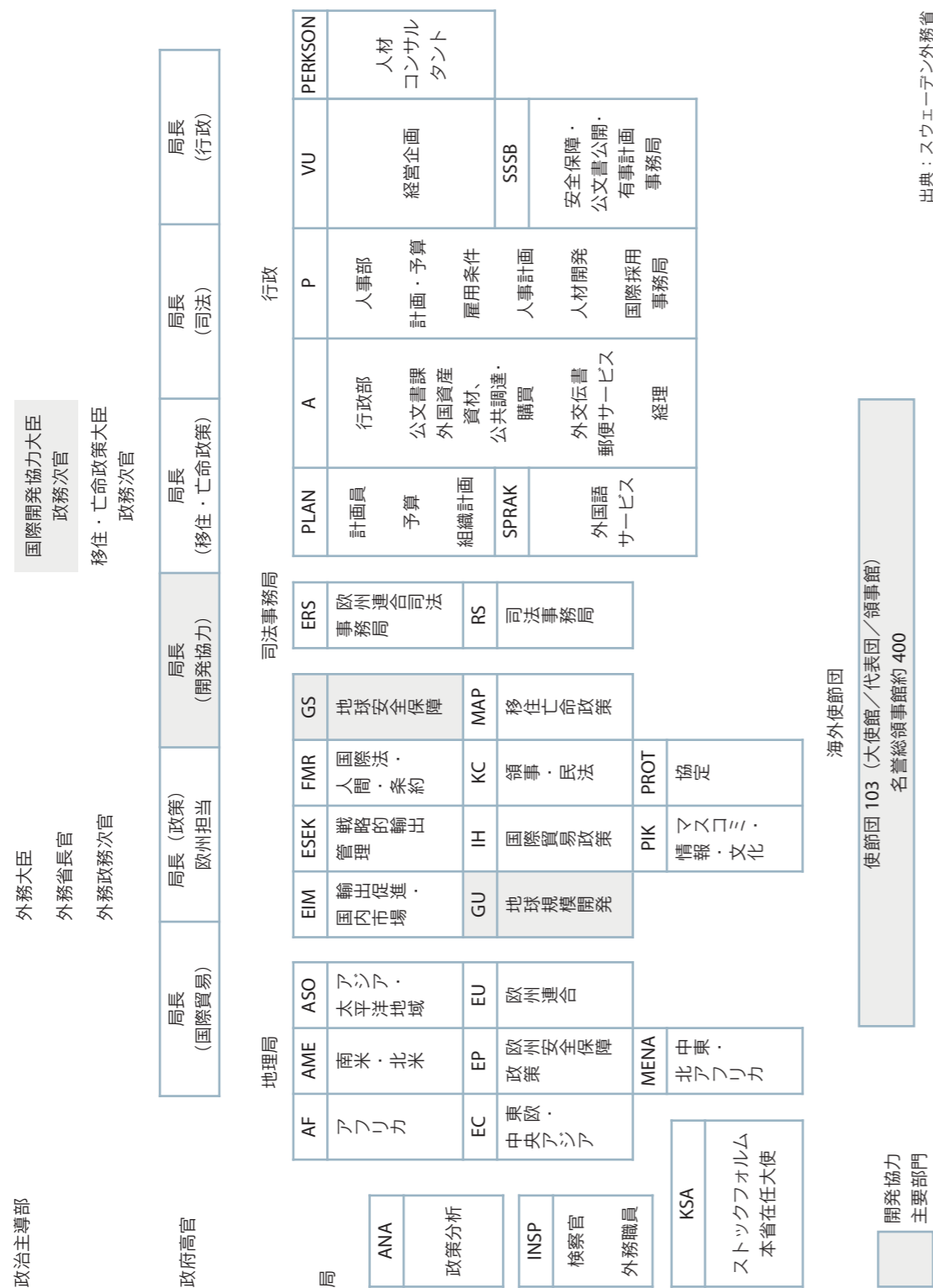
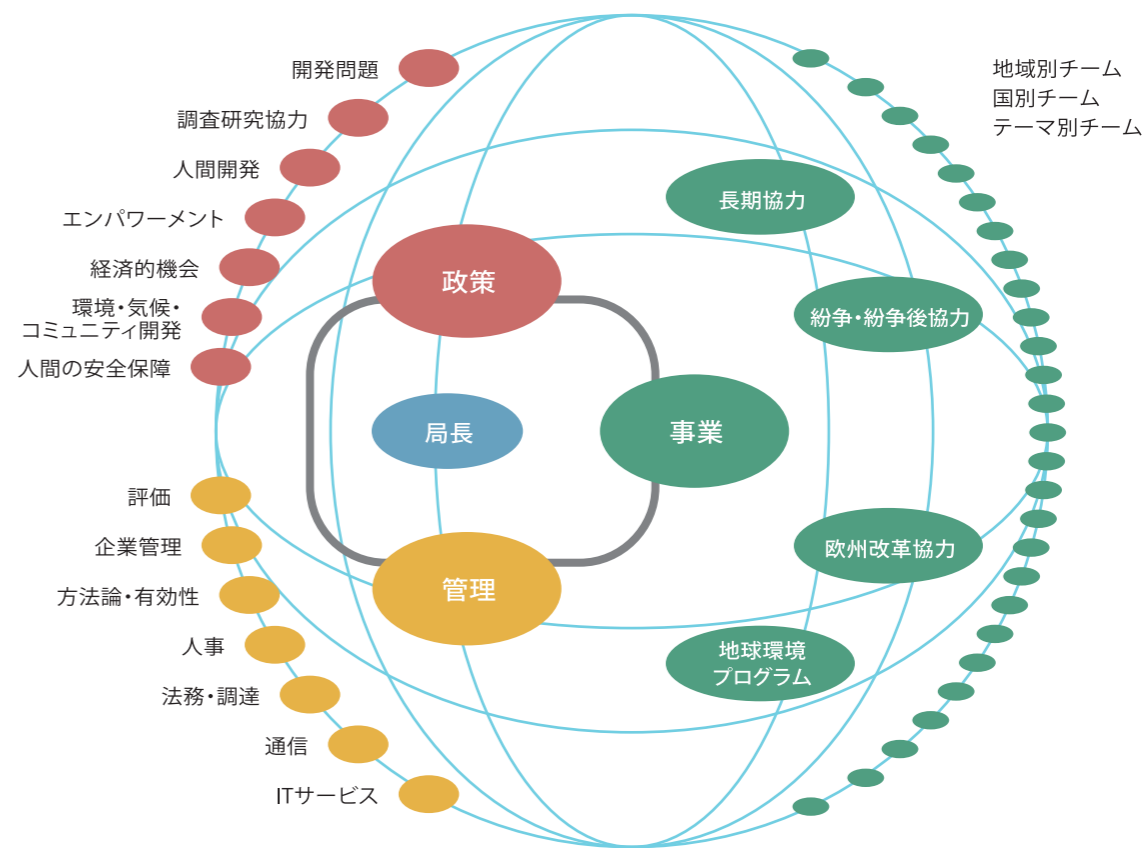


図 4-3. SIDA 組織図



SIDA は自前の在外事務所を有しておらず、被援助国内のスウェーデン大使館内に置かれている。右は、政治および効率性を考慮した決定であり、発展途国内で単一のスウェーデン代表事務所を有することで、全体の運営管理費を削減している。SIDA が活動している当該国内の大使館において、大使は外務省が選出し、副指令官である開発協力公使 (Councillor for Development Cooperation) は SIDA 職員となっている。外務省極秘文書を除く全情報は、内部専用ネットワーク (イントラネット) およびその他の媒体を通じ、外務省および SIDA 職員双方の間で利用可能となっている。2008 年 10 月 1 日、SIDA は内部組織編成を実施 (上記図 4-3 参照)。新組織体制は、政策、事業および管理といった 3 つの支柱を有している。政策および管理部門は専門家および有資格者の提供および組織事業実施方法の展開を掌握している。事業部門は実際の開発協力実施を担っている。図 4-3 は、上述の各支柱における様々な部局を示したものである。

### Box 1. SIDA の 3 つの主柱

- **政策部門:**

政策部門は、新戦略が考案され、実施される際に適切な政策（当該エリアにおける基準およびガイドライン）の適用を確実にする総合的な責任を有する。また、政策部門は、開発協力実施の際に要求される技能を有する人材および専門家の配置が確実にできるよう責任を有する。

- **事業部門:**

事業部門は、新戦略考案（調査研究は除く）において政府を支援し、準備、実施およびモニタリングを掌握している。右は、国レベルの協力、地域および地球規模のプログラム、人道的支援および NGO 支援に適した戦略フレームワーク内での貢献にも適応される。

事業は関係者主導型協力に対する支援および、通常、資産構成分析ならびに戦略に基づいた結果報告の支援を展開することとされている。

- **管理部門:**

管理部門は、戦略目標および成果主義に基づく管理、人材開発、財政管理 (financial monitoring)、方法開発、評価および効率的な IT 支援およびサービスの提供を管轄している。並びに、SIDA 内のコミュニケーション関連の調整も行っている。

**管理部門は、SIDA が法規制に則り、可能な限り効率的に組織が動くことを確実にする責務がある。**

SIDA は約 800 – 850 名の職員を有しており、そのうち 600 – 650 名がストックホルムの勤務であり、海外駐在員数を 190 名まで増加する過程にある。さらに約 100 名の専門レベルの現地スタッフが雇用されている。外務省内で開発全般に携わる職員数は約 70 名であり、右に加え、開発協力を第一義的な職務とする大使館職員が少数名存在する。外務省ならびに SIDA 職員は、個々のキャリアにおいて 2 つの組織を行き来することが推奨されており、外務省または SIDA 内における全ての内部募集・採用情報がお互いに公開され、両組織の職員向けに募集が実施されている。現大使の数名が、元 SIDA 職員である。

2007 年 12 月よりいっそう有力な管理委員会に取って代った諮問委員会は戦略的な指針を与えている。右委員会は議員、NGO、学識者および民間セクター代表者を含む多数の関係者で構成されている。かねて管理委員会は予算に関する責任を有していたが、新しい諮問委員会の役割はより非公式なものであり、運営管理を担うというよりはむしろ戦略的討論の中心の場を提供している。しかしながら、その全役割に係る詳細に関しては、最初の数回が行われたところであり、現在、考案中である。

### 1.3 政策決定

2003 年スウェーデン議会は、スウェーデンの開発協力を支える地球開発政策法案 (The Policy for Global Development (PGD) bill) を成立し、右法案において政策決定枠組みを設定した。(詳細は本文 1.5 に記載) SIDA および外務省は右政策の遂行が期待されている。

SIDA 新体制における事業部門は、新しい政策文書を起草にあたり、政府を支援する役割を担っている。右には政策部門も寄与している。また、後者は世界的動向に係る戦略レベルの議論にも寄与している。しかしながら、政策部門の一義的責任は、SIDA が PGD およびその他の政策または国内の戦略的課題を確実に果たすことにある。

外務省は開発協力を掌握する政府機関として政策起草に係るより直接的な責務を負っている (SIDA は、独立機関である)。省内の開発協力業務割当ては、その多くが地球開発部 (Department of Global Development) の所管である。(図 4-2 参照)。

外務省は定期的に政策方針演説を執筆および発表をしているが、SIDA は政策決定機関でないにもかかわらず、公式な政策声明を多数起草している。実際には、政策決定は議会、諮問委員会、および特に SIDA ならびに外務省を含む比較的合意に基づくプロセスを経て決定されている。政府が一元的権限を有しているものの、スウェーデン開発政策の最終決定権は PGD 法案にある。

### 1.4 意思決定プロセス

概して、戦略計画はたった 10 ページほどである。SIDA は右の基本計画に沿って提案を行っており、基本計画は外務省承認を得ることが必要となっている。実際には、開発協力における戦略全般、責務および意思決定は限られた制約内で SIDA が掌握している。しかしながら、完全に例外がないということではない。例えば、SIDA 職員との協議において、7 年前のモザンビークにおけるプログラムは外務省が密接にマイクロマネジメントを行っていた点が挙げられた<sup>1</sup>。しかしながら、右の経験により外務省によるマイクロマネジメントは非常に重荷であり政治的であることが判明し、また半ばこの経験から学んだことによりこの事例は例外として扱われている。

スウェーデン開発協力における力の分配は、むしろ下方傾向にある。2008 年 1 月に任命された SIDA 新局長は、ストックホルムから現場への「権限の移行」を計画している。右は、2006 年に選出された新政府のスウェーデン国際開発協力を少数の国に絞って実施するという戦略を補完するものである。14 大使館が国レベルに権限を委譲する重点国大使館として選ばれている。

<sup>1</sup> 2008 年 2 月 29 日 SIDA 職員からのヒアリングによる。

国家（または地域）戦略は通常5年間単位で実行される。多くの準備作業が被援助国および他のドナーとの協議の基 SIDA 職員により大使館レベルで実施されるが、該当国の貧困削減戦略文書（PRSP）と深く関連していることが求められている。承認権は外務省が有する。国家戦略は通常「開発協力合意」により補完される。右戦略を実行へ移す際、国家（または地域）計画が重要となってくる。これらの計画は、3年間の継続予算で賄い、ストックホルムにある SIDA の各セクター局および地域局と協議した上で該当国大使館が毎年更新している。右計画は主要実行領域（優先事項および出資額、対話および協調、評価計画、資源計画）に関する結果および指令を含み、現場での協力に係る主要な運営指針文書となっている。

## 1.5 現在の戦略

開発協力の利用を形作る 地球開発政策（PGD）における8つの要は以下のとおりである。

- 人権の遵守
- 民主主義およびグッド・ガバナンス
- ジェンダー平等
- 天然資源の持続的使用および環境保護
- 経済成長
- 社会開発および社会保障
- 紛争管理および人間の安全保障
- 地球公共財

先般の運営見直しに伴い、SIDA はスウェーデンが専門的知識、経験または信頼性のいずれかにおいて比較優位を有すると考えられる課題に集中して取り組むことを決定している。現在 SIDA は以下5つの主要相互依存領域を有している。

- 1) 環境と気候
- 2) 民主主義、ジェンダー平等および人権
- 3) 知識および公衆衛生
- 4) 経済開発
- 5) 平和および安全保障

上記5領域に加え、スウェーデンはより該当国に集中した取り組みの推進を決定している。

- アフリカへのさらなる取組み：アフリカ大陸は貧困削減支援を非常に必要としており、他の地域よりもますますミレニアム開発目標（MDGs）達成から遠ざかっている。アフリカは紛争、HIV/AIDS の影響を最も受けており、飢餓の危機に瀕している大陸である。
- 欧州へのさらなる取組み：旧ソ連および東南ヨーロッパの国々は、欧州共同体（EC）内における密接な関係の構築を引き続き図っており、その条件は当該国における貧困削減を見据えたものであり、右は民主的で安定したヨーロッパ振興に必要不可欠である。
- 平和および安全保障へのさらなる取組み：紛争または紛争後の状況にある多数の国家との協力関係のさらなる構築を行う。
- 民主主義および人権へのさらなる取組み：個人の権利および自由が遵守されている良い政府による安定した民主主義は、人間としての尊厳を維持する持続可能な開発における必須条件である。引き続き、民主主義が欠落している国における民主主義的社会開発へのよりいっそうの関与を維持していく。

## 1.6 多国間戦略

スウェーデンは多国間援助機関への主要ドナーの一つである。地球開発に係る新政策は、スウェーデンの EU 委員会および UN 機関および世銀といった多国間機関との密接な協力を推奨している。右政策において、その他の事柄のうち、スウェーデンは多国間機関の活動がより効果的になるよう、また当該機関同士の協力が増すよう引き続き働きかけるべきと提言している。スウェーデンは、新しい政策が影響を及ぼすよう右機関の理事会において効果的に代表を務め、プレゼンスの強化に努めるべきとされている。

右当該機関において貧困削減はスウェーデンの活動の中心となっている。スウェーデンの意図としては、発展途上国が形成した貧困戦略へのより良い支援の提供を誘発することである。援助効果、アラインメントおよびドナー手続きの調和に対し重要性が増している。

## 2. 実施

### 2.1 予算概要

表 4-1. 2007 年予算基礎情報

項目	金額 (百万ドル)	注釈	割合 (%)
総予算 (単位：百万ドル)	4 339	一般財政支援拠出額 (単位：百万ドル)	143 (二国間援助全体の 5%)
対国民総所得 (GNI) (%)	0.93	EU の ODA 予算への 貢献額 (単位：百万ドル)	313
二国間援助総額 (単位：百万ドル)	2 932	国際開発協会第 15 次 増資への拠出額 (単位：百万ドル)	750
アフリカ地域への 二国間援助割当額 (単位：百万ドル)	781 (二国間援助全体の 27%)	運営・管理費 (単位：百万ドル)	214 (5%)
NGO への拠出額 (単位：百万ドル)	234 (二国間援助全体の 8%)	援助予測性 (最低年数)	4 - 5 年間

スウェーデンの ODA は 2000 年より 2 倍以上増加しており、確実に増加し続けている。2007 年にはスウェーデンの開発協力は約 40 億ドル (約 3,918 億円) となっており、政府目標の GNI 比 1% 達成にほぼ近い、GNI 比 0.93% に達している。右約 68% は、二国間チャンネルを通じ割当てられている。スウェーデン多国間開発協力資金の約 1/3 が所謂「開発銀行」(世銀およびその他地域開発銀行) へ配分されている。またスウェーデンは、UNDP および UNICEF を強く支持している。

### 2.2 パートナー国

スウェーデンはアフリカ、アジア、南米および欧州約 120 ヶ国に対し、開発協力を実施しているが、右のとおり国数が多い理由の一つに、SIDA ではなくスウェーデン議会が支援享受国を決定している点が挙げられる。しかしながら、33 ヶ国のみが「パートナー国」として指定されており、スウェーデンの開発協力の重点国となっている。スウェーデン開発協力における焦点 (この過程は「country focus process」と呼ばれている) を新たにした結果、33 の重点国数に絞られた。また右はスウェーデンの関連性の増加およびスウェーデンが重点を置く当該国における影響力の増大を目指し、SIDA および他のスウェーデン組織内の開発専門家が長い間促進してきたものである。表 4-2 はパートナー国 33 ヶ国をまとめたものである。

表 4-2. パートナー国一覧

長期パートナー国	紛争・紛争後状態	東 欧	2007 年度支出額別 上位 10 ヶ国
ブルキナファソ エチオピア ケニア マリ モザンビーク ルワンダ タンザニア ウガンダ ザンビア バングラデシュ カンボジア ポリビア	ブルンジ コンゴ民 リベリア シエラレオネ ソマリア スーダン アフガニスタン 東ティモール イラク パレスティナ コロンビア グアテマラ	アルバニア ボスニア・ヘルツェゴヴィナ グルジア コソボ FYR マケドニア モルドバ セルビア トルコ ウクライナ	タンザニア モザンビーク スーダン ウガンダ アフガニスタン ザンビア ヨルダン川西岸・ ガザ地区 ベトナム ケニア エチオピア ニカラグア ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

■非パートナー国

右 33 ヶ国はスウェーデンの存在意義を明らかにするために、以下の 3 分野に分類されている。

- 長期：スウェーデンが長期的に協力しており、明確な付加価値を与えているアフリカ、アジアおよび南米の 12 ヶ国：(ブルキナファソ、エチオピア、ケニア、マリ、モザンビーク、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュ、カンボジアおよびポリビア)
- 紛争および紛争後の状況にある国：単なる人道支援とは対照的に、スウェーデンが各国・地域の脆弱性にもかかわらず開発協力を提供しているアフリカ、アジア、中東および南米における 12 ヶ国/地域 (ブルンジ、コンゴ民、リベリア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、アフガニスタン、東ティモール、イラク、パレスティナ、コロンビアおよびグアテマラ)
- 東欧諸国：スウェーデンが欧州内統合の促進およびスウェーデン隣接地域の強化を目的とした「革新協力 (reform cooperation)」を実施している国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、グルジア、コソボ、旧ソ連マケドニア、モルドバ、セルビア、トルコおよびウクライナ)

さらに 7 ヶ国においては、スウェーデンによる関与は新しい形を以って行われることとなり、開発協力は徐々に終了することとなっている。右各国の移行時期においては、環境および人権といった優先分野への選択的関与が実施されることとなる。右には、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、インド、インドネシア、中国およびベトナムが該当する。その他 23 ヶ国は、完全に段階的な廃止が実施されており、もはやいかなる二国間開発協力をも受入れていない。右該当国は、アンゴラ、コートジボアール、マラウイ、ナイジェリア、フィリピン、ラオス、モンゴル、パキスタン、スリランカ、タイ、チリ、エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルー、アルメニア、アゼルバイジャン、キルギスタン、モンテネグロ、タジキスタン、ロシアおよびレバノンである。

スウェーデン開発協力における「パートナー国」として残る国に焦点をあてる決定は、スウェーデンが開発援助実施国数を思案している重要な時期に採用されており、政府の戦略枠組みおよびスウェーデンの経験、比較優位を含む多くの要因を考慮した結果となっている。

### 2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）

他の多くのドナー同様、スウェーデンは重点国内でより少ない数のセクターに係る開発協力をますます集中して取り組むようになってきている。SIDA は過去の文書において多数のセクターに手を広げ過ぎ、有効性が軽減されていたことを率直に認めている。理想的には、国際的合意に沿って、SIDA は各国において2-3以上のセクターには関与しないこととしている。しかしながら、右は困難な実施目標となっているようである。以下の表4-3は、SIDA が30の重点国において積極的に展開しているセクターを示しており、これによると半数以上の国において3セクター以上で意欲的に活動している。

表4-4は、スウェーデン「長期」パートナー国と規定されている12ヶ国における優先セクターの詳細を示したものであり、最も資金を受けているセクターと規定優先セクターとを比較している。とりわけ、国家戦略内の広範囲にわたる優先事項（例えば、「社会開発」）は、様々なセクターを跨いだ実施介入が行われていることを示唆している。それ故、SIDA は国際的目標が示すところよりも多くのセクターを横断して関与している原因となっているようである。さらには、セクター別プログラム内における主流となり、セクター選択に影響を及ぼすべく、特段幅広い優先事項および分野横断的エリア（本文1.5参照）においてスウェーデンの活動が実施されていることにより、セクター数が増加している。

スウェーデンの開発協力は、社会セクターに対し特に重点を置いており、2006年には経済・生産セクターへの2億9,620万ドル（約290億1,279万円）に対し、社会セクターへは9億3,670万ドル（約917億4,977万円）が割当てられている。スウェーデンが明らかに経済成長を優先していることを考慮すると、右のような不均衡は意外であるが、1990年代からの国際的動向を反映したものとなっている。

表4-3. 重点国における活動セクター一覧（最低貢献額：百万ドル以上）

国名	保健	教育	人権・民主主義	紛争、平和および安全保障	人道援助	インフラ	貿易産業	天然資源・環境	財政支援
ブルキナファソ	◆	◆	◆					◆	◆
エチオピア	◆	◆	◆		◆		◆	◆	
ケニア	◆		◆		◆	◆		◆	
マリ	◆	◆	◆						◆
モザンビーク	◆	◆	◆			◆		◆	◆
ルワンダ			◆	◆					◆
タンザニア	◆	◆	◆			◆	◆	◆	◆
ウガンダ	◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆
ザンビア	◆		◆			◆		◆	◆
バングラデシュ	◆	◆	◆		◆	◆	◆		
カンボジア		◆	◆						
ボリビア	◆	◆	◆				◆	◆	
ブルンジ				◆	◆				
コンゴ民		◆	◆	◆	◆				
リベリア	◆			◆	◆				
シエラレオネ					◆				
ソマリア			◆	◆	◆				
スーダン			◆	◆	◆				
アフガニスタン	◆	◆	◆	◆	◆	◆			
東ティモール		◆	◆		◆				
イラク			◆	◆	◆	◆			
パレスティナ	◆		◆	◆	◆	◆			
コロンビア			◆	◆	◆				
グアテマラ	◆		◆		◆	◆		◆	
アルバニア	◆		◆			◆		◆	
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ		◆	◆			◆	◆	◆	
グルジア			◆	◆				◆	
コソボ			◆			◆			
FYR マケドニア			◆					◆	
モルドバ	◆		◆			◆		◆	
セルビア			◆			◆		◆	
トルコ			◆						
ウクライナ	◆		◆	◆		◆	◆	◆	

表 4-4. SIDA 長期パートナー国 12 ケ国における優先セクター一覧

国名	規定優先事項	支出額別 上位 3 セクター	2007 年度 支出額 (単位：百万ドル)
ブルキナファソ	人権・民主主義	財政支援	10.05
	天然資源・環境	教育	4.3
	保健 (HIV/AIDS)	保険	4.3
エチオピア	人権・民主主義	天然資源・環境	15.42
	社会開発	人道援助	6.36
	経済発展	人権・民主主義	6.06
ケニア	貧困削減に資する経済成長 (Pro-poor Growth)	人権・民主主義	21.94
	社会開発	天然資源・環境	14.58
	天然資源管理		
	民主化	インフラ	7.96
マリ	民主主義・社会開発	財政支援	13.4
	天然資源管理	教育	8.56
	貧困削減に資する経済成長		
モザンビーク	民主化	財政支援	50.3
	持続可能な成長	人権・民主主義	25.01
	社会・人間開発	インフラ	17.46
ルワンダ	平和・民主主義	財政支援	13.46
	持続可能な発展	人権・民主主義	3.24
	—	天然資源・環境	1.36

国名	規定優先事項	支出額別 上位 3 セクター	2007 年度 支出額 (単位：百万ドル)
タンザニア	貧困削減に資する経済成長	財政支援	58.91
	人間開発	人権・民主主義	16.99
	民主化	インフラ	15.36
ウガンダ	民主化	人道援助	14.57
	民間セクター開発	保健	14.50
	保健	人権・民主主義	10.30
ザンビア	貧困削減に資する経済成長	保健	22.70
	社会的保護	財政支援	16.19
	人権・民主主義	天然資源・環境	10.56
バングラデシュ	保健	保健	21.77
	教育	教育	4.87
	人権・民主主義	人権・民主主義	4.05
カンボジア	人権・民主主義	人権・民主主義	8.03
	教育	教育	7.91
	農村開発	—	
ボリビア	人権・民主主義	人権・民主主義	9.07
	教育	教育	8.14
	天然資源・環境	天然資源・環境	3.66



## 2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援

図 4-4. 2007 年二国間援助モダリティの分類

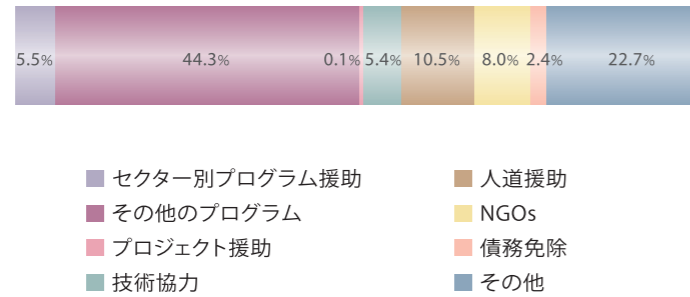


図 4-4 は、スウェーデンによる様々なモダリティおよび援助タイプを示したものである。OECD DAC 統計によると、プロジェクト型支援は二国間協力全体において小規模であり、二国間割当総額のたった 0.1%にあたる 30 億ドル（約 2,938 億 5,000 万円）以下となっている。右統計によると、スウェーデンの二国間協力の半分弱がプログラム型アプローチを通じ直接割当られている。パリ宣言モニタリング調査におけるより詳細な調査では、調査対象国 24 ヶ国のみにもかかわらず、同レベルの約 47%という結果となっている。

右資金の多くが、無償資金協力に分配されることとなっている。ソフト・ローンは協力合計の 5%以下となっている。債務救済は総額の約 2.4%である。一般財政支援（GBS）およびセクター・ワイド・アプローチはそれぞれ、二国間援助全体の約 5%となっている。

適切な条件が揃っている場合、財政支援レベルを増強することがスウェーデンの政策であるものの、実際には SIDA 内の財政支援へのアプローチに対する姿勢は熱心というよりも慎重であるといえる。SIDA 職員は特に政情不安に対する GBS の脆弱性を指摘しており、パートナー国制度を介した協力実施量の増大を目指してはいるものの、一連のモダリティを揃えておくほうが賢明であると考えている<sup>2</sup>。2006 年および 2007 年に一般財政支援を受けた国は、以下の表 4-5 のとおりである。「良い実行者 (good performers)」と考えられる国に対する GBS が増加傾向であることから、年々 GBS の全般的な水準は増大しているものの、ニカラグアおよびウガンダの両国は同時期に一般財政支援を打ち切られている。ウガンダの事例では、ガヴァナンスの懸念およびサービス提供の減少に因り、ニカラグアの事例では、司法の独立および人権尊重を含む様々な懸念に端を発している。

<sup>2</sup> 2008 年 2 月 29 日 SIDA 職員からのヒアリングによる。

表 4-5. スウェーデン一般財政支援享受国

国名	支援額（単位：百万ドル）*	
	2006	2007
ブルキナファソ	8.33	9.99
マリ	13.32	13.32
モザンビーク	33.30	49.95
ニカラグア	11.66	0
ルワンダ	13.32	13.32
タンザニア	49.95	58.28
ウガンダ	5.58	0
ザンビア	8.08	16.02
合計	143.52	160.87

\* 現為替レート使用

### Box 2. 財政支援条件

当該国は人権推進および貧困層の生活水準向上に係る明確な政策を伴った独自の貧困削減戦略を有している必要がある。

当該国は国の歳出に係る計画、管理、フォローアップが可能となるよう自国の金融制度の強化を図る必要がある。

経済政策は責任ある長期的なものであるべきである。

加えて、結果の評価は在学女生徒数の増加または公金管理の向上といった進展を示すべきである。

問題が生じた場合、第一にドナー国と被援助国代表者との対話を通じて解決されるべきである。支援停止は迅速な状況改善が不可能である、または対話が無益である場合に限るべきである。

## 2.5 パートナー国制度とのアラインメント

スウェーデンは DAC および EU との調和化ならびにアラインメントの推進において積極的な役割を担っている。スウェーデンは DAC 援助効果グループ内の調和化およびアラインメントタスク・チームの共同議長を務めており、しばしば中央および国レベルでの多国間機関との対話における調和化およびアラインメントの課題を提唱している。またスウェーデンは、アフリカのための戦略的パートナーシップ (SPA: The Strategic Partnership for Africa)、世界基金 (Global Funds)、人道的支援 (Good Humanitarian Donorship) 内の協調および教育におけるファスト・トラック・イニシアティブを含む様々なイニシアティブにわたる各手続きの調和化に積極的に努めている。

表 4-6. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価

指標数	指標	2005 年 基準比	2010 年に向けた 具体的目標値
3	国家優先事項と援助フローとの調整	64	93
4	協調支援による能力強化	49	100 (EU 目標値)
5a	公共財政管理制度の利用	47	50 (EU 目標値)
5b	当該国調達制度の利用	48	50 (EU 目標値)
6	並列実施構造 (parallel implementation structures) の回避	36	3; 新規 PIU 設立の禁止 (EU 目標)

SIDA 内において 1990 年初頭より開発におけるパートナー国制度使用の潜在的利点が注目されている。国際的な合意基準に沿って、現在の政策は可能な限りパートナー国政府により全てが管理運営されるべきであり、適合能力に欠く場合は「専門」の支援により補完されるべきとしている。SIDA の要件は常に「what (何)」に焦点を当てており、「how (如何に)」ではない。例えば、規定の報告書の書式等は使用されていない。パートナー国の分析業務はいつであろうと可能な時期に執り行われている。国家 PRS は、常にスウェーデンの国別支援戦略における起点であり、スウェーデン出資のプロジェクト/プログラムは通常、国家のセクター別政策に完全に沿ったものとなっている。

概して、SIDA はパリ宣言モニタリング調査によるパートナー国制度とのアラインメント貢献における量的進展に係る調査においてよい結果を示しており、全てのアラインメント測定指標において DAC 平均以上のスコアを達成している。

調達制度に関しては、スウェーデンはやはり可能な限りパートナー国制度を利用しており、パリ宣言モニタリング調査によると 48% の利用率となっている。SIDA 調達ガイドライン<sup>3</sup>では、SIDA 出資オペレーションに係るパートナー国または SIDA が遵守すべき調達方針および規程を定めている。発展途上国における北欧プラス諸国の大使館または事務所において、プログラム・オフィサー (本部採用ならびに現地採用スタッフ) またはプログラム・オフィサーの役割を担う職員スタッフが、国内調達システム評価および適切な調達方法決定を促進するための調達プロセスおよび方法に精通することを目的とし、北欧諸国プラス参加諸国の調達グループは、調達のための e ラーニング・コースを構築している。

自国およびパートナー国の調達プロセスにおいて、欧州調達規程を遵守している。具体的には以下のとおりである。

- 50,000 ユーロ以下の契約においては、見積り、入札は不要
- 50,000 ユーロ以上 133,000 ユーロ未満の契約は、見積りによる
- 133,000 ユーロ以上の契約は競争入札による

<sup>3</sup> <http://www.sida.se/sida/jsp/sida.jsp?d=118&a=2700&searchWords=procurement>

## 2.6 調和化

表 4-7. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力

	調査対象国数	最低他ドナー国 1 ヶ国と 協調している国数	調査国における 使節団／国家分析全体数	協調平均率
使節団との協調	24	65	203	32%
国分析での協調	24	38	111	34%

スウェーデンはドナー調和化に熱心であるが、右は少なくとも影響力を最大限に保ち、中堅ドナーとなることを望んでいるためである。スウェーデン開発協力の大部分は、トラスト・ファンド、通常「マルチ・バイ」といわれる援助を介した多国間および他の二国間ドナーとの協調出資（co-financing）を通じて実施を行っている。

スウェーデン内での調和化の中心は、調和化実施を「導き、調整および支援する」権限を有する外務省内の地球開発局（The Department for Global Development）および SIDA 内政策・方法論局（Department for Policy and Methodology）である。鍵となるオペレーションの実施には、SIDA の「調和化アクション・プラン（Harmonisation Action Plan）、調和化アクション・プランの実施を妨げる障害に関する情報を要求している現場事務所および SIDA 本部各部への様々な回覧物、スウェーデンの開発実施をより調和化された方法において委嘱している他の機関との合意に係る特別奨励（「stealing with pride」と呼ばれる）および一連の専門的なプレゼンが含まれている。

右により、国レベルにおいて明白な結果を得ることができている。上記表 4-5 は、24 ヶ国でのスウェーデン開発協力における調整量を示しており、様々な結果がでていいる。スウェーデンは使節団の協調において DAC 平均値以上を示しているが、国別分析での協調は平均以下である。

具体的な事例としては、スウェーデンは委任型協力（または、「サイレント・パートナーシップ」）の原則を採用しており、右協力形態はドナー・グループである北欧諸国プラスが先駆けとなっている。例えば、マラウイでは、スウェーデンは全協力をノルウェーに委嘱しており、マリにおいては、教育セクターにおける協力はオランダに委嘱、ザンビアにおいてスウェーデンは北欧諸国プラス・グループ誕生のきっかけとなった著名な「Harmonisation in Practice」アクションに関与している。しかしながら、右にもかかわらず、スウェーデンは委任型協力よりもパートナー国主導の下でのドナー間の相補性を優先している点が SIDA 職員との協議内で示唆された<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 2008 年 2 月 29 日 SIDA 職員からのヒアリングによる。

### Box 3.

「サイレント・パートナーシップ」は、同じ考えを持つ援助機関により実施されている委任型協力体制であり、「アクティブ・パートナー」が管理するプロジェクトまたはプログラムへ「サイレント・パートナー」が拠出している。

パートナー国は、アクティブ・パートナーのみを直接の相手とする。つまりは、アクティブ・パートナーがサイレント・パートナーへの責任を伴うのである。北欧諸国プラスは、原則、委任型協力に適しているかどうかを相互評価している。カナダも参加が承認されている。

### Box 4. サイレント・パートナーシップ事例： マラウイにおけるスウェーデンおよびノルウェー

ノルウェーおよびスウェーデンはマラウイの事務的負担を削減し、ノルウェーおよびスウェーデン均等出資である 1,400 万ドルの開発援助プログラムにおける効率性を向上させる連携枠組みに合意している。右枠組みの対象開発協力エリアについてマラウイ政府と合意に達している。

年次会合における合意に基づき、スウェーデンは、ノルウェーからの依頼指針に基づいてマラウイ内における特定開発プロジェクト／プログラムに対する年間助成金を与えることが可能である。右年間助成金は NORAD の銀行口座に半年ごとに送金される。年間助成金に加え、スウェーデンはノルウェーの要請に応じ、プロジェクトの調査、審査および評価技術援助を提供することができる。

ノルウェーはノルウェー開発援助のガイドラインに沿ってスウェーデンの助成金を管理している。右管理としては潜在プロジェクトの特定、査定、援助決定、合意締結、モニタリング、評価および個々のプロジェクト・レビューを年次会合に沿って実施している。ノルウェーは、会計年度末に支出が上述の年次会合における決定額に合った配分となるよう助成金を管理している。

ノルウェーはスウェーデンに予めプロジェクト予算を含む財政上の概括および計画を提出する。ノルウェーは主導ドナーとして、スウェーデンに年次報告書、ノルウェー会計検査院による監査報告書、評価報告書およびスウェーデンから要求される他の報告書を提出する。ノルウェーはマラウイ政府と開発協力範囲を提示した覚書を結んでおり、ノルウェーの権限は右文書に明記されたエリアおよびプロジェクト内において両国を代表するものである。各従属プロジェクトまたはプログラム合意は、共同出資である点が明記されている。

## 2.7 援助タイド

スウェーデンの政策はアンタイト援助の提供であり、パリ宣言モニタリング調査によると、アンタイト援助が実施されるべき対象 24 ヶ国において、スウェーデン援助の 100%がアンタイトとなっているものの、SIDA が提供する「The Independent Guarantee Scheme」と呼ばれる譲許的クレジット (concessional credit) は、スウェーデンの「利害」に縛られている。右目的は、限られた資金および商業資源を動員するためのリスクを厭わない公共セクターを利用することにある。右資源は、開発の観点からは価値があると見なされるプロジェクトに対するものである。

### Box 5. SIDA Independent Guarantee Scheme (独立保証スキーム)

同スキームを通じ、3 種の保証が提供されている:

- **信用拡大保証:**  
例: 地域または国際金融市場でのプロジェクト実施スポンサーの信用価値強化
- **実績保証:**  
商業プロジェクト必衰条件である受入国側の政府または権力の不履行といった政治的リスクの緩和
- **投資保証:**  
例えば発展途上国における Build-Operate-Transfer (BOT) プロジェクトにおける新規投資エクイティに係るスウェーデン投資家への政治リスク保証

保証は以下の条件に合致する場合のみ付せられる:

- 明確に定義されたプロジェクト
- 商業機関による保証が不可能なリスクに対する  
(例: 高リスク、新規金融サービス等 loan maturity による)
- 「スウェーデンの利害」を伴うプロジェクトに対する。例えば、開発協力、またはプロジェクトにおけるスウェーデンの商的利害による
- スウェーデン開発協力政策の目標および対象に沿ったプロジェクト
- リスク共有に基づく。例外においてのみ SIDA が 100%のリスク保証を行うことができる
- 受益者がリスク反映料を支払う場合

## 2.8 NGO との協力関係

スウェーデン NGO 団体に対する特別資金があり、SIDA は資金全体の 80%まで提供することができる。スウェーデン開発協力の多くはスウェーデンの非政府組織 (NGOs) を介し実施されている。右組織を介した SIDA の支援目標は、市民社会政策において策定されており、「SIDA は貧困層の生活水準向上を可能とする活気ある民主的市民社会の発展促進を希望する」としている。

SIDA は 4 つの方法において市民社会を支援している。3 つは直接市民社会を支援するものであり、1 つは間接的なものである。SIDA が提供する 4 つの方法は以下のとおりである。

- (1) 「実施機関」として、現協力戦略枠組み内において SIDA 重要課題を実行する能力の有無を基に選択された機関への支援。右においては活動に焦点があてられている。
- (2) 市民社会における民主的「アクター」としての能力強化を目指す組織への支援。右において、組織およびその発展に焦点があてられている。
- (3) 市民の「活動領域」としての市民社会の役割を強化し、透明性、連携および組織間ネットワークの構築を推進する組織およびネットワークへの支援。
- (4) 市民社会の行動条件を構築する制度、非公式な形での支援を増強するための「社会開発の許可 (授権)」の発展に係る支援。パートナー国政府との対話において、SIDA は市民社会組織が貧困削減基準の策定および実施に影響を与える機会を提供する。

SEKA/NGO 部は、SIDA との枠組合意を締結しているスウェーデンの 14 「枠組組織」との連携を掌握している。NGO に対する開発協力予算割当額は、2007 年時点で約 1 億 6,700 万ドル (約 163 億 5,765 万円) となっている。

### Box 6. 潜在的枠組組織評価基準

**正当性：**枠組組織は民主的制度を有し、その業務は民主的価値に基づくべきである。また、ステークホルダーおよび一般市民に対し開かれているべきである。よって、枠組組織は通常、非営利団体または協同組合となる。

**開発課題における能力：**組織は一般的に開発協力および地球規模政策における幅広い分野で専門性を有する。右専門は、パートナー国における市民社会を強化する有効的な開発協力実施に係る定評ある組織能力。

**学習・方法開発能力：**業務全般における学習能力、柔軟性、ならびに開発協力における幅広い分野での方法開発知識および影響力に係る組織の一般能力。

**開発協力におけるコミュニケーション能力：**組織内人員、加盟組織、連携パートナーとのコミュニケーション能力、戦略および決定に係る組織能力。

**スウェーデン国内コミュニケーション能力：**スウェーデンにおける開発課題に係るコミュニケーション業務および情報コミュニケーションに係る組織力、経験および能力。対話、議論および意見に係る組織能力を含む評価。

**参加結集および資源の動員力：**組織におけるスウェーデン内での参加結集、資金調達または活動を支援する資源の動員能力。

**活動／特殊技術の幅：**組織の活動または特定の課題における技術の幅。

**管理・制御システムの信頼性：**組織は自己の活動を管理・制御する信頼性のある内部システムを有するべきである。

**前協力経験：**SIDA および他のパートナーとの協力を実施しており、SIDA によって報告済み活動に係る質的評価を以前に行っている。

## 2.9 モニタリングおよび評価

SIDA 評価部は、SIDA 出資の開発協力に係る妥当性、持続可能性、効率性および結果に関し、個別評価を実施している。右評価は、管理および学習ツールとして利用されている。全ての評価結果は出版されているため、一般国民はスウェーデンの開発協力に関する識見を得ることができる。それ故、評価はアカウントビリティの目的も果たしている。

SIDA を通じた開発支援評価は3つのレベルにおいて実施されている。

1. SIDA の各部局およびチームは個々の担当エリア内で評価を実施している。
2. 評価部 (The Department for Evaluation (UTV)) による評価実施。右は、幅広い関連テーマおよび戦略的課題に焦点をあて、広範囲な見解を示している。UTV は独立したステータスを有し、SIDA 局長に直接報告を行っている。単独または他の機関との共同した評価実施に加え、UTV は SIDA の他の部局の活動に係る評価支援を実施している。
3. スウェーデン開発評価機関 (The Swedish Agency for Development Evaluation (SADEV)) による評価実施。右は、スウェーデン開発協力全般に対する評価を委任されている独立機関である。

1999 年より、SIDA は管理・対応システムを有している。それにより、SIDA は公式に UTV により実施される評価に係る所見および推奨事項への対応を行うこととなっている。また、SIDA の他局により委託された評価に対応する公式なメカニズムも存在する。

### Box 7. 2008 年度 SIDA 評価

2008 年度に実施された評価および事前評価研究

- *Exit Management (joint evaluation with Denmark, Norway and the Netherlands) (2005 – 2008)*
- *SIDA's Work in the Education Sector (2007 – 2008)*
- *Citizen's Voice and Joint Accountability (2007 – 2008)*
- *Diakonia's Latin America Programme (2006 – 2008)*
- *Statistical Capacity Building (joint evaluation with DFID lead, and other donors) (2008)*
- *Quality of SIDA Evaluations (2007 – 2008)*
- *SIDA Evaluations and Audits 2007 (2008)*
- *LRRD II – Follow up to Tsunami Evaluation (joint evaluation with partners countries, NGOs and donors) (2007 – 2008)*

2008年度 SIDA 各局、大使館および課題部における評価プランはさらなる 127 点の評価から形成されている。

- 約 60% の評価が優先プロジェクト合意に沿って実施される。
- 約 80% の評価は SIDA によって以前に評価されたことのないプロジェクトと関係がある。
- SIDA は計画済み評価の大半に関与している。
- 38% の計画済み評価は最終段階に実施されることとなっている。
- 評価利用において、「継続的支援に係る決定に関連する情報の必要性」および「評価実施プロジェクト／プログラムの微調整または変更」は最も一般的である。

SIDA 各局に係る評価強化計画 2007 は、120 の評価を網羅している。2007 年 12 月末、合計 48 の評価（計画リストアップされていなかった 13 の評価を含む）が完了した。残りの評価は、次のとおりである。26 評価が進行中、21 評価が延期、ならびに 26 評価は計画から除外されている。尚、部門別事業計画実施の詳細説明は、UTV の年次評価報告書に示されている<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> [http://www.sida.se/sida/jsp/sida.jsp?d=118&a=40342&language=en\\_US&searchWords=utv%20annual%20report](http://www.sida.se/sida/jsp/sida.jsp?d=118&a=40342&language=en_US&searchWords=utv%20annual%20report) より閲覧可能。

### 3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント

表 4-8. スウェーデン調査研究構造概要

リサーチ専用部署の有無	無*	リサーチ専用予算の有無	無
リサーチ業務掌握部署	Research Secretariat in Policy Pillar, Research Council, Sector and Country Departments	外務省内における専属リサーチャーの有無	無
リサーチ戦略の有無	無	重要出版物	N/A

\* SIDA は調査研究事務局を有しており、右事務局は研究歳出予算および研究委員会 (Research Council) を管理している。しかしながら、右事務局内においては調査研究は実施されていない。

「政策」支柱内に設置されている調査研究事務局は、調査研究課題に係る専門性、知識および能力の強化および首尾一貫した発展を担っている。右事務局はスウェーデンにおける調査研究の構築支援、および国際レベルでの国際調査研究プログラムの支援に関与している。また、右事務局は国および地域レベルにおいて業務部門に委任される SIDA の調査研究プロジェクトに対する歳出予算全般に対し責任を有している。

調査研究事務局は政府任命「調査委員会」を担当している。右委員会は以下の分野を扱う 6 つの科学的準拠グループを有する。

- 人文科学、教育および文化
- 保健
- 天然資源および環境
- 科学、テクノロジーおよび産業化
- 経済社会科学
- 民主主義および人権

各準拠グループは個々のテーマ別エリアの専門的知識の集まりである。右は調査研究プロジェクトおよび修士・博士課程に対し直接拠出を行っている。また、客員研究調査員、ポスト・ドクトール (ポス・ドク) に対する支援および研究施設への支援が検討されている。



# Norway

## 第5章 ノルウェー

しかしながら、SIDA の研究協力への充当金の比較的少量（約 10%）しかスウェーデンの開発調査に割り当てられていない。右資金の重要性は、専門組織が確実に SIDA の調査研究ニーズおよび開発コミュニティ全体に対応するよう、パートナーシップを構築する点にある。学界内に 2 つの強力な環境問題ヘルプデスクが存在する。同様に、ジェンダー問題ヘルプデスクがあり、両ヘルプデスクとも必要に応じて現地事務所から要請を受けている。アジアおよびアフリカ局はスウェーデン大学経済学部と国別経済分析に纏わる長期契約を締結している。また、英国サセックス大学開発研究所（IDS）およびヘルシンキにある国連大学 WIDER と長年の関係構築を図っている。

しかしながら、充当金の大半（約 2/3）は、共通の関心のある調査研究エリアにおける参加国間の連携を促進することを目的とし、主として国家調査研究能力向上および地域支援、特殊プログラムのための発展途上国との連携に割り当てられている。また、右資金のさらに 25%が国際調査研究プログラムに充当されている。

